

平成26年1月29日（水）

枚方市議会 全員協議会 記録

枚方市議会全員協議会記録目次

平成26年1月29日（水）

出席議員	1
出席理事者	1
案件名	1
開議宣告（午前10時）	3
全員協議会の傍聴及び撮影を許可する旨の有山正信議長の発言	3
竹内 脩市長のあいさつ	3
「前市長の退職手当の返納に係る枚方市退職手当審査会の答申について」	3
質問方法については一括質問・一括答弁方式と一問一答方式との選択制、場所はすべて自席とし、答弁もすべて自席で行う旨の有山正信議長の発言	3
1 議員当たりの質問時間を30分（答弁時間を含む）とする旨の有山正信議長の発言	3
高橋伸介議員の質問（一問一答方式）	3
枚方市退職手当審査会が前市長の資産状況を把握していたか否かについて	
枚方市退職手当審査会が前市長の資産状況の調査を不要と判断した理由及び調査の実施予定の有無について	
冤罪の可能性が高い事案に対する本市の対応の在り方について	
人権尊重都市宣言の撤回について要望	
前市長から枚方市退職手当審査会委員の選考に関し提出された意見書の内容の反映状況について	
本市と利害関係のない公平、中立な第三者による枚方市退職手当審査会の設置及び諮問、答申のやり直しについて要望	
枚方市退職手当審査会の公開、非公開の状況、非公開とした理由及び非公開となった時間の内訳について	
前市長の退職手当の返納に係る根拠条例に対する本市、前市長及び枚方市退職手当審査会の見解の相違について	
前市長の退職手当の返納に係る根拠条例に対する本市及び枚方市退職手当審査会の見解の相違について	
現時点で本市が考える前市長の退職手当の返納に係る根拠条例について	
前市長に対する退職手当の返納請求に関する慎重な対処について要望	
退職手当の返納に係る裁量権に対する本市及び枚方市退職手当審査会の判断の相違について	
退職手当の返納に係る裁量権に対する本市の見解について	
前市長の功績に対する評価は抽象的、主観的なものか否かについて	
枚方市退職手当審査会の委員が交代することで裁量権を行使する基準が変更される可能性について	
本件談合事件について本市独自で改めて調査し、その総括を議会に報告することについて要望	
現時点で前市長に退職手当の返納を求めることには無理があることについて意見表明	
大森由紀子議員の質問（一問一答方式）	10
市長等の退職手当に関する条例第6条にある「返納させることができる」という文言の解釈について	

枚方市退職手当審査会への諮問に際し、適用できない根拠条例を示した理由について	
枚方市退職手当審査会に適用できる根拠条例を示す必要性について意見表明	
前市長に対する退職手当の返納請求の根拠について	
市長給与の性格について	
前市長に退職手当の返納を求める時期の決定方法について	
前市長に退職手当の返納を求める時期が適切か否かについて	
退職手当の返納請求の要件となる在職期間中の行為に対する本市の認識について	
前市長の行為により本市が受けた損害について	
退職手当の返納を求める意義について	
今回の全員協議会での質疑により本市の方針に変化があるか否かについて	
広瀬ひとみ議員の質問（一問一答方式）	1 4
再度全員協議会の開催を依頼し質疑の場を設けた理由及び今回の全員協議会での質疑により本市の判断を変更する可能性の有無について	
共謀共同正犯とは何かについて	
本件談合事件において前市長が犯したとされる罪の具体について	
前市長から冤罪の可能性を示す新たな事実等が提示されたか否かについて	
冤罪の可能性を示す新たな事実等が提示された場合の枚方市退職手当審査会の対応について	
枚方市退職手当審査会での裁量権に関する審査内容について	
退職手当の返納請求に係る手続について	
本市における過去の退職手当の返納事例の有無及びその詳細について	
前市長に退職手当の返納を求める条例上の根拠及びその条例に込められた精神について	
本件談合事件において前市長に残された責任を現市長が果たさせることについて	
本市独自での本件談合事件の調査及び総括の実施について要望	
藤田幸久議員の質問（一問一答方式）	1 8
前市長の退職手当の返納に係る根拠条例について	
返納について明文化されていない規定を退職手当の返納請求の根拠とすることの可否について	
前市長に対する退職手当の返納請求に関し裁量の余地があるか否かについて	
本件退職手当の返納請求に裁量を働かせられない理由及び条例との整合性について	
枚方市退職手当審査会の公開、非公開の状況について	
枚方市退職手当審査会において前市長等の意見陳述の場があったか否か及びその理由について	
前市長の退職手当の返納手続の公平、円滑な進行について要望	
手塚隆寛議員の質問（一問一答方式）	2 0
枚方市退職手当審査会の位置付けについて	

枚方市退職手当審査会の答申内容のとおり前市長に対し退職手当の返納を求める方針であるか否かについて	
前市長に退職手当の返納請求を行った以後に予想される展開について	
前市長に退職手当の返納請求を行った以後の経過の市議会への報告について	
市議会に対する逐次の具体的な報告の実施について要望	
これまでに本市で発覚した不正入札、贈収賄等の事件件数、実行者に対する処分内容及び退職手当の返納請求を行った結果について	
本件談合事件を防止できなかった行政組織の問題点及び職員の責任問題に対する本市の見解について	
本件談合事件を阻止できなかった行政組織としての責任に対する本市の見解について	
談合防止に向けた市長の決意について	
談合防止に向けた組織改革について要望	
談合防止に有効な施策の実施について要望	
鷺見信文議員の質問（一括質問・一括答弁方式）	24
本件談合事件に対する本市の認識について	
メトロ会談時点における第2清掃工場の施設計画状況について	
本件談合事件における前市長のメリットについて	
枚方市退職手当審査会委員の本件談合事件の経緯、裁判内容に対する認識の有無について	
大林・浅沼共同企業体からの違約金の支払い内容について	
事業者の談合としての認識の有無について	
本件談合事件により本市が被った具体的損失について	
前市長に退職手当の返納を求める具体的根拠について	
前市長が本市に与えた具体的損失について	
枚方市退職手当審査会で前市長の功績が考慮されたか否かについて	
前市長に対し退職手当の全額返納を求めることの適否について	
枚方市退職手当審査会における前市長の現状のしんしゃくの有無について	
枚方市退職手当審査会委員の選任の在り方について	
前市長が談合防止に向けた取り組みをリードしていたことについて意見表明	
枚方市退職手当審査会における十分な審議の必要性について	
休憩（午前11時55分）	029
再開（午後1時）	029
岡沢龍一議員の質問（一問一答方式）	029
枚方市退職手当審査会が設置された経緯及び同審査会での審査の必要性について	
枚方市退職手当審査会への諮問の根拠条例と前市長に対する退職手当の返納請求の根拠条例の適用時期の違いについて	
枚方市退職手当審査会委員の選任方法について	
枚方市退職手当審査会委員の選任理由について	

枚方市退職手当審査会委員の選任者及び選任時期について	
枚方市退職手当審査会委員が公平、中立な第三者と言えるか否かについて	
本市と利害関係のない公平、中立な第三者による枚方市退職手当審査会の設置及び再諮問について要望	
枚方市退職手当審査会が一部非公開となった経過及び非公開の決定者について	
枚方市退職手当審査会において前市長による意見陳述の場が設けられなかった理由について	
枚方市退職手当審査会において前市長による意見陳述の場を設けないと決定した時期について	
前市長の退職手当の返納に係る根拠条例及び返納を求めるに至るまでの経緯について	
平成19年12月に市長等の退職手当に関する条例が改正された理由及びその検討内容について	
枚方市退職手当審査会の結論が前市長の退職手当の全額返納が相当となった理由及びその経過について	
本件談合事件が官製談合か否かについての本市の認識について	
本件談合事件で本市が受けた損害及び大林組からの賠償金額について	
退職手当の返納規定にある「禁錮以上の刑に処せられたとき」に執行猶予付きの判決が含まれるか否かについて	
前市長に退職手当の返納を求めることに対する市長の心境について	
前市長に退職手当の返納を求めることに反対することについて意見表明	
鍛冶谷知宏議員の質問（一問一答方式）	035
国家公務員退職手当法に倣い、退職手当の一時差し止め及び返納を求める規定を本市条例にも盛り込んだ理由及び目的について	
退職手当の性質について	
退職手当が支給される理由について	
前市長に退職手当の全額返納を求めることの妥当性及び裁量を働かせる考えの有無について	
平成19年8月に市長の給与及び退職手当に関する特別措置条例を制定した経緯及び理由について	
不備のある条例を拡大解釈して適用することは権限の乱用に当たることについて意見表明	
本市独自での本件談合事件の総括のための調査の実施について要望	
答申書に記載のある「メトロ会談における前市長の発言」とは何かについて	
裁量権について再検討する必要性について	
前市長に2期目分の退職手当の返納を求める必要性について	
退職手当の一部返納の考え方について	
今回の全員協議会で出された各議員からの意見の取り扱いについて	
今回の全員協議会で出された各議員からの意見への真摯な対応について要望	
前市長の退職手当の返納に係る本市の最終結論を検討理由も含め議会へ示すことについて要望	
現時点で前市長に退職手当の返納を求めることに反対し、慎重な対応を求めることについて意見表明	

榎本正勝議員の質問（一問一答方式）	0 3 9
他の自治体における退職手当の返納に係る類似事例の有無について	
本市の条例と他の自治体の条例とを比較した場合の退職手当の返納に係る条例の規定内容や手続等の差異について	
前市長の退職手当の返納に係る慎重な対応について意見表明	
岩本優祐議員の質問（一問一答方式）	0 4 1
平成13年に市民病院で起こった収賄事件の概要及び同事件で有罪判決を受けた者の罪状認否について	
枚方市退職手当審査会の議事録の取り扱いについて	
情報公開条例に基づき公開請求を行った場合の枚方市退職手当審査会の議事録の取り扱いについて	
枚方市退職手当審査会の議事録を非公開としないことについて要望	
メトロ会談が前市長に2期目の退職手当の返納を求める根拠と判断した理由について	
前市長に2期目の退職手当の返納を求めることが条例の拡大解釈に当たり極めて不適切であることについて意見表明	
資産調査を実施せずに退職手当の返納を判断した経緯について	
今回の全員協議会で出された各議員からの意見等の取り扱いについて	
今回の全員協議会で出された各議員からの意見を受け止め、慎重に前市長の退職手当の返納を再検討すべきことについて意見表明	
散会宣告（午後2時4分）	0 4 4

枚方市議会全員協議会記録

平成26年1月29日（水曜日）

出席議員（34名）

1番 榎本正勝	13番 高橋伸介	25番 鷺見信文
2番 前田富枝	14番 鍛冶谷知宏	26番 三島孝之
3番 田口敬規	15番 丹生真人	27番 野村生代
4番 石村淳子	16番 藤田幸久	28番 大塚光央
5番 広瀬ひとみ	17番 大地正広	29番 榊田義則
6番 堤幸子	18番 上野尚子	30番 福留利光
7番 手塚隆寛	19番 山口勤	31番 大橋智洋
8番 木村亮太	20番 岡林薫	32番 八尾善之
9番 岩本優祐	21番 有山正信	33番 西田政充
10番 清水薫	22番 大森由紀子	34番 堀井勝
11番 岡沢龍一	23番 千葉清司	
12番 池上典子	24番 松浦幸夫	

出席理事者

市長	竹内脩	行政改革部長	奥誠二
副市長	奥野章	政策企画部長	岸弘克
副市長	梅崎茂	総務部長	長沢秀光
教育長	南部一成	財務部長	北村昌彦
上下水道事業管理者	西尾和三	都市整備部長	池水秀行
病院事業管理者	井原基次	土木部長	小山隆
理事	大西正人	公共施設部長	戸野谷伸夫
理事	木村和子	教育委員会事務局教育次長	
理事	戸田克稔		高井法子
理事	脇田隆男		

関係課職員出席者

〈総務部〉		〈財務部〉	
総務部次長	堀川嘉久	総合契約検査室長	山口俊也
総務部次長	木村聡	総合契約検査室課長	橋本義雄
職員課長	菊地武久	〈公共施設部〉	
コンプライアンス推進課長		公共施設部次長	絹川武
	米倉健司		

案件名

1. 前市長の退職手当の返納に係る枚方市退職手当審査会の答申について

市議会事務局職員出席者

事務局長	山下 寿 士	事務局課長	沖 卓 磨
事務局次長	五 島 祥 文	事務局課長代理	吉 田 章 伸



(午前10時 開議)

○有山正信議長 ただいまから全員協議会を開き、理事者から要請のありました前市長の退職手当の返納に係る枚方市退職手当審査会の答申についての協議を行います。

○有山正信議長 協議に先立ち申し上げます。

本協議会の傍聴及び報道機関による撮影は、議長においてこれを許可します。

なお、本会議場に確保した傍聴席を上回る傍聴希望者が来られた場合は、第4委員会室でモニタースピーカーによる傍聴を許可します。御了承願います。

○有山正信議長 次に、市長からあいさつしたい旨の申し出がありますので、これをお受けします。竹内市長。

○竹内 脩市長 おはようございます。

本日は、御多用の中、全員協議会を開催いただきまして、ありがとうございます。

本日は、前市長の退職手当の返納に係る枚方市退職手当審査会の答申についてを御協議いただきたくと考えております。

本件につきましては、昨年12月議会の最終日におきまして、全員協議会を開催いただき、御報告させていただきましたが、質問の準備をしていただくことが時間的に難しいことから、本日、改めて質問の時間をとっていただくようお願いしたものでございます。よろしく願いを申し上げます。

以上、甚だ簡単でございますが、全員協議会開催に当たってのあいさつとさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

○有山正信議長 これから協議に入ります。

「前市長の退職手当の返納に係る枚方市退職手当審査会の答申について」を議題とします。

○有山正信議長 本件については、昨年12月19日の全員協議会において、既に理事者から説明を聴取しておりますので、これから本件に対する御質問をお受けします。

なお、質問方法については、一括質問・一括答弁方式と一問一答方式との選択制、場所はすべて自席とし、理事者の答弁もすべて自席で行っていただくようお願いします。

また、1議員当たりの質問時間については、答弁時間を含め30分とします。

○有山正信議長 ただいまから順次質問を許可します。

まず、高橋伸介議員の質問を許可します。高橋議員。

○高橋伸介議員 おはようございます。

時間の関係もありますので、早速質疑に入ります。

その前に、総務部に通告いたしました「5. 判決文中の「メトロ会談」と審査会答申について」及び「6. 退職金全部返納と一部返納について」は、ここでは時間の関係で割愛させていただき、鍛冶谷議員から質問をさせていただきます。

まず初めに、昨年の12月議会最終日に行われました全員協議会におきまして、前市長の退職手当の返納に係る枚方市退職手当審査会の答申について、竹内市長から説明がありました。

私は、この答申を何度も読み返し、強い違和感を抱きました。それは、私がかねてから指摘しておりましたが、昨年の5月議会の初日に行われた全員協議会において市長から説明のあった総括文そのものが不十分であったことに原因があると考えています。不十分な総括か

ら出発した審査会への諮問ですから、答申が不十分であることは当然のことです。

この総括が判決内容を要約しただけで、裁判の争点や前市長が最高裁まで一貫して無罪を主張してこられた経緯、収賄や物証がない中での異例な逮捕、起訴であることが全く記載されていないことは、昨年の6月議会で指摘いたしました。

市は、判決が確定した中であっては、裁判で認定された事項に基づいて記載することが適切であると答弁され、この考え方に基づいて審査会への諮問がなされています。審査会も答申書14ページで、本審査会は退職手当返納の要件に該当するかどうかを判断すれば足り、刑事事件の判断内容自体の当否を判断する必要はないと考えると述べていますが、条例の適用の有無を判断するなら、判決は有罪ですから、こんな簡単なことはありません。しかし、問題はそうではありません。本市を舞台とした異例の事件という認識を市の姿勢から感じることができません。収賄も大林組からの供応等も立証がなされていない中で、前市長は公判において一貫して無罪を主張し、再審請求までしようとしている中、実に不思議な、一方的な答申内容となりました。

審査会は、判決結果をもって条例適用が適正であるとして、前市長に退職手当の返納を命ずることが相当であると答申しています。本当にそれでいいのでしょうか。

例えば、答申書16ページには、「支給してから長期間が経過している場合には支給された退職手当が生活の基盤として使われてしまっており、返納を求めるかどうかについては財務状況だけではなくて、実際に返納を求めることにより、返納を命じられた者の生活が破壊されるといったことについて配慮することには一定の合理性がある」とも記載されています。にもかかわらず、2期分の全額約5,200万円の返納を命じることが相当と判断されました。

当時の検察の調べでも明らかなように、前市長には既に財産がありません。審査会はそこまで確認されているのか、お尋ねいたします。

- 長沢秀光総務部長 審査会におきましては、退職手当を返納させることができる規定において裁量を働かせる余地に関する審議をされたところでございますが、結論といたしましては、条例に基づく退職手当の返納の適否を判断するに当たり、個別具体的に係る前市長の資産確認までは要しないとされたところでございます。
- 高橋伸介議員 「生活が破壊されるといったことについて配慮することには一定の合理性がある」としながら、前市長の資産確認までは要しないと判断されるのはどのような理由からなのでしょうか。今後、前市長の財務状態について調査する予定はあるのか、お尋ねいたします。
- 長沢秀光総務部長 審査会におきまして、前市長は第2期分の退職手当を平成15年5月に受領し、第3期分の退職手当を平成19年5月に受領しており、相当期間経過している状況があるものの、この間、前市長が最高裁判所まで争われた期間が含まれていることを考えると、裁量を働かせる状況とまでは言えないと判断されたことから、資産調査をするには至らなかったものであります。このことから、今後の資産調査につきまして、予定はございません。
- 高橋伸介議員 前市長の資産調査などは行わず、表面的な事象だけをとらまえて淡々と業務を行っている。ここまでの御答弁ではそのように感じられます。

行政は、言うまでもなく、福祉や教育、人権問題も扱っています。前市長は最高裁まで無罪を主張し、再審を請求しようとしています。冤罪の可能性が極めて高い事案において、人権尊重都市を掲げる枚方市として、少なくとも今とるべき対応ではないと考えますが、この点について、お考えをお尋ねします。

○長沢秀光総務部長 権利義務関係を確定するに当たりましては、法令に基づき適正に進めることが行政の役割と考えております。今回の事件につきましては、地裁、高裁、最高裁での審議を経て判決が確定していることから、その確定判決に基づく対処が前提であり、その上で、退職手当の返納を求めるに当たりましては、本市条例に定める手続に沿って進めることが適正であると考えております。

○高橋伸介議員 見事に木で鼻をくくる答弁をいただいたわけですがけれども、事件の中身に極力触れないようにする姿勢が感じられます。先ほどの答申書の趣旨からもずれを感じます。ならば、直ちに行政庁として人権尊重都市宣言は下ろしていただきたい。強く要望いたします。

時間の関係もありますので、次に移りたいと思います。

審査会の運営内容についてです。

まず、委員の選考について、お尋ねいたします。

審査会の委員は弁護士、大学関係者、税理士で構成されておりますが、その選考については、平成25年7月22日に前市長から意見書が市長に提出され、その中で、枚方市と利害関係のない公平、中立な第三者で構成されるよう配慮してくださいと、また、日本弁護士連合会、大阪弁護士会、あるいは東京弁護士会などに依頼するよう求めておられました。

この意見書の内容は、委員選考においてどのように反映されたのか、お尋ねいたします。

○長沢秀光総務部長 審査会の委員につきましては、枚方市附属機関条例の規定により、定員を「5人以内」とし、「公正な職務の執行の確保及び倫理の保持に関して高い識見を有し、公正な判断をすることができる者」等から委嘱を行うこととしており、庁内における審議会等委員構成協議を踏まえ、法的見地から専門意見を聞くために弁護士2名、行政法または労働法分野の専門意見を聞くために学識経験を有する方2名、会計・税務分野の専門家から専門的知見に基づく意見を聞くために税理士1名を選任したものでございます。

弁護士につきましては特別職報酬等審議会委員長や公平委員会委員長をお願いしている方に、学識経験者につきましては行政法等を専攻されている大学教授等の中から不当行為調査等委員会委員をお願いしている方や本市と人材育成に係る協定を締結している大学の准教授の方に、税理士につきましては近畿税理士会枚方支部から推薦をいただいた方に委員就任をお願いしたものでございます。

なお、委員の委嘱は平成25年7月29日でございます。

○高橋伸介議員 委員の委嘱は条例に基づいて適正に行っている、また、意見書が市に届いたときには既に委員の選考手続は終わっていたという御答弁でございます。

市の附属機関の委員を選考するということからすれば、それで足りるのかもしれませんが。しかし、一個人の不利益処分を審査する機関の委員を、処分する側の理屈で選考することには不公平感をぬぐえません。5名の委員の中には、市から報酬を得ている利害関係者が3名もおられます。また、税理士の方も地元が枚方で、市とは協働関係にある方ではないですか。

これはどのように考えても理解できません。入札に市と利害関係がある人が入り込んでいるようなものでございます。前市長が求められた、枚方市と利害関係のない公平、中立な第三者による審査会を別に設置し、改めて諮問、答申を行うことが必要と考えますが、これは意見としておきます。

答申書によりますと、審査会は、平成25年7月29日から同年11月7日までの間で5回の審議を行っておられますが、後半の審査会は非公開であったと聞いております。前市長からは、審査会を非公開とせず、公開で開催するようにとの要望書が提出されていたと記憶しております。

審査会の公開、非公開の状況と非公開として取り扱われた理由について、お聞きいたします。また、非公開となった時間の内訳についてもお示しいただきたいと思っております。

○長沢秀光総務部長 審査会の公開、非公開につきましては、枚方市附属機関条例第6条の規定に基づき原則公開として運営されておりましたが、審査会において答申の結論部分なり、裁量の有無や基準について審議するに当たり、委員相互の潤達な意見交換を保障する必要性から、同条例第6条第1項第2号の規定により、第4回、第5回の審査会については、一部非公開として運営されたものでございます。

なお、非公開とされた部分につきましては、第4回審査会では審査会の約3分の2を、第5回審査会では会議冒頭の出席者数の確認を行った以降を非公開としております。

○高橋伸介議員 今回の御答弁は理解不能ですよ。

前市長が御自身のプライバシーを棚上げされても全部公開を望まれたのは、公平な判断がなされてほしいという思いからです。潤達な意見交換が阻害されるおそれは全くなく、重要部分を隠されたことは理解できません。

次に行きます。

退職手当返納に関する根拠条例についてですけれども、要するに、どの条例のどの条文を根拠に返納を命じるのかという点について、枚方市と前市長の双方が主張され、審査会がそれぞれに見解を示しておられます。答申書の論点1の部分については条例の適用関係が複雑でわかりにくく、例えば、市が審査会に提出した諮問書を見ますと、市長等の退職手当に関する条例第6条を根拠として諮問されていますが、審査会の答申では異なった見解が示されています。

まずは、この3者の主張の相違点を簡単に説明していただけますか。

○長沢秀光総務部長 まず、本市が返納を求める根拠として、4つの条例の規定を示しております。まず1つ目は、平成7年6月に制定した市長等の退職手当に関する条例第4条でございます。この条例は、それまで一般職と同じ条例で規定していた特別職の退職手当につきまして、その計算方法について、一般職とは区分して、新たに制定した条例でございます。同条例第4条において、退職手当の支給方法を「一般職の職員の例による」とし、市長等の特別職の退職手当の返納については、一般職の返納規定の適用を受けるものとしたものでございます。2つ目は、平成19年8月に制定した市長の給与及び退職手当に関する特別措置条例第3条でございます。これは、一般職の返納規定について、準用により適用していた特別職の退職手当の返納規定をより明確にするために明文化したものでございます。3つ目は、平成19年12月の市長等の退職手当に関する条例第6条で、これはただいま申し上げまし

た特別措置条例で明文化した返納規定を本来の市長等の退職手当に関する条例に溶け込ませた改正条例の規定でございます。最後に、4つ目は、平成19年12月の市長等の給与に関する条例等の一部を改正する条例附則第2条第2項で、これは、特別措置条例の廃止を受けて、従前より特別措置条例の適用を受けていたものについても引き続き効力を有するといった規定でございます。つまり、前市長の2期目以降に係る退職手当の返納に係る根拠条例について、時系列的に列挙したものでございます。

一方、前市長は、平成19年8月に制定した特別措置条例、また同年12月に改正した市長等の退職手当に関する条例第6条を適用することは不利益不遡及に当たるということ、平成7年6月に制定した市長等の退職手当に関する条例第4条の準用は手続的な規定にとどまり返納規定にまでは及ばないということ、さらに、市長の退職手当は平成7年6月以前に議会の議決を経て市長に支給されていた、いわゆる特別退職手当を条例化したものであり、これに対しては従前から返納規定がなかったことから、そもそも返納規定が適用されないという主張をされました。

審査会の判断といたしましては、犯罪として問題となり得る行為があった時期が平成11年12月末から平成17年11月10日までの間であり、この間に効力を有した条例、すなわち平成7年に制定いたしました市長等の退職手当に関する条例を本件に適用すべきであり、特別措置条例等を遡及適用する余地はないとされました。「市長等の退職手当の支給方法については、一般職の職員の例による」といった点につきましては、平成7年以前には枚方市職員の退職手当に関する条例の中に、職員と同様に特別職についても退職手当の返納規定があったことを踏まえると、単に手続的な事項のみを規定しているとは判断できず、返納規定の適用はあるとされました。また、特別退職手当を条例化したものであるとの主張につきましては、平成7年時の市長等の退職手当の算定方法は、特別退職手当とは異なる性格のものであり、特別退職手当を条例化したものと見ることはできないとされました。

以上をもって、本件の根拠規定は、平成7年の市長等の退職手当に関する条例第4条及び準用する枚方市職員の退職手当に関する条例第12条の3と判断されたものでございます。

○高橋伸介議員 記録に残るような長い答弁をありがとうございました。傍聴されている方は何のことかわからないと思います。

部長、今、最後の方で、「平成7年以前には枚方市職員の退職手当に関する条例の中に、職員と同様に特別職についても退職手当の返納規定があった」と答弁されました。大塩市長のときには、一般退職手当と特別退職手当が別々にあって、退職手当の大半の金額となる特別退職手当には返納規定はなかったのではないですか。この資料を昨年6月にいただいていますよ（資料を示す）。だから、平成19年に返納規定を明文化したのではないですか。私も審議しましたよ、平成19年。

この件について、次に行きます。

審査会は、平成11年から平成17年の間に有効であった2つの条例を適用すべきと答申しているのに対し、市は、審査会への諮問の際に、適用時期の異なる4つの条例を根拠規定として挙げておられます。

同じ退職手当の返納事案に対して、市と審査会の解釈がずれているように見えるのですが、この点について、見解をお尋ねいたします。

○長沢秀光総務部長 本市の返納に係る根拠規定といたしましては、裁判の中で談合に関して天の声を発したと認定されましたメトロ会談の時期、つまり平成11年時点において効力を有している条例から現行の規定に改正してきた経緯を踏まえたものとして、複数の条例規定を提示したものでございます。審査会においても、犯罪として問題となり得る行為があった時期に有効であった条例を直接適用すべきであるとされたものであり、根拠規定に関する認識の相違はないと考えております。

○高橋伸介議員 やはり御答弁をお聞きしても納得できないところがあるんですね。何かまるで出来の悪いパッチワークのように無理を重ねて返納を求めているように見えます。

この件で私が納得できる条例は、返納について明記されている平成19年に施行された条例だけです。

市と審査会の認識に相違はないとの答弁ですが、市は4つの条例を根拠規定としており、審査会では2つの条例を根拠としているわけです。

結局のところ、市は根拠規定についてどのように考えているのか、再度お尋ねいたします。

○長沢秀光総務部長 直接の根拠規定といたしましては、審査会が示すところの平成7年の市長等の退職手当に関する条例第4条及び準用する枚方市職員の退職手当に関する条例第12条の3が返納根拠に当たるものと考えております。

○高橋伸介議員 やはりダッチロールしておられるように感じます。明確な答弁とは感じられません。解釈でいろんな考え方があってということは、それ自体イレギュラーなことですし、全国的にも例がないことではないかと思えます。そういったことを考えましても、今回の返納請求についてはもっと慎重に対処すべきであると、これは意見としておきます。

先ほど答弁された天の声とメトロ会談につきましては、鍛冶谷議員から質問させていただきます。

次に移ります。

昨年6月議会の答弁では、できる規定の解釈について、やりとりをかなりさせていただきました。そのときの市の答弁は、「裁量権を付与する規定ではなく、市長等の任命権者に対してその権能を付与する規定と解する」とされ、「市長としては、退職手当の返納の行使に関する権能が与えられている以上、その権能を行使することが適切である」と答弁されています。

ところが、審査会の答申では、「一切の裁量を排除すべきであると解釈することはできない」として、市が議会に対して示した見解とは異なる判断を示しておられます。

この点について、市はどのようにお考えか、お尋ねいたします。

○長沢秀光総務部長 国家公務員退職手当法におきましては、「在職期間中の行為に係る刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられたとき」は、その支給した一般の退職手当等の全部または一部を返納させることができると規定し、返納させるべき退職手当の額の範囲、返納の手続その他返納に関し必要な事項は政令で定めると規定されております。この法律規定の委任を受けました施行令には、返納させるべき退職手当の額の範囲について、失業者の退職手当に相当する額がある場合は、支給した退職手当の額からその額を控除した額、それ以外の場合には支給した退職手当の全額を返納と規定されております。

本市では、この国家公務員退職手当法の規定と施行令の規定とをあわせて一本の形で条例

規定として定めたものでございます。

審査会におきましては、元来、国家公務員退職手当法に一部返納規定が設けられている趣旨に着目されて、条例解釈として、原則は全額返還すべきものであるとしても、一切の裁量を排除すべきではないとの解釈をされたものでございます。

○高橋伸介議員 今の説明にありましたように、原則は全額返還とすべきものであるとしても、一切の裁量を排除すべきでないとの審査会では判断されておりますが、市としては、裁量権についてどのように考えているのか、再度お尋ねいたします。

○長沢秀光総務部長 ただいま申し上げました審査会での裁量に関する審議内容、結論について、尊重するものでございます。

○高橋伸介議員 答申では、退職手当の返納規定について、原則は全額返納であるものの、一定の裁量が存在すると認めつつ、「立法趣旨を踏まえた合理的客観的な基準に基づき判断すべき」とされ、また、「功績等の抽象的主観的なものを基準とすると、結果として、フリーハンドの裁量権を与えることになり、不相当であり、基準は客観的なものであるべきである」と述べています。

平成25年6月議会の一般質問で、私は中司市政12年における財政上の効果額や市政に対する貢献度合いをお尋ねしました。そのときの答弁は、平成11年度の実質収支の赤字額が約30億円となったが、一連の行政改革の取り組みにより、平成14年度以降、実質収支の黒字化を維持しているという内容でした。

こういった数値に基づいた功績の評価は抽象的、主観的なのか、お尋ねいたします。

○長沢秀光総務部長 今、委員からお示しのあったような数値の大小や比較によるものにつきましては、客観的なものではありませんが、返納を求めるに当たりまして、その数値を評価する際には主観的な要素になるものとして、審査会の判断として、裁量権の検討からは外されたものでございます。

○高橋伸介議員 客観的な数値を判断するに当たって主観的要素が入るのは、ある意味で当然のことです。

では、裁量の基準が何であるのかを判断すること自体もやはり主観的な要素が入り込むのではないのでしょうか。例えば、審査会の委員を別の人に替えて審査すれば、功績の評価を客観的基準として採用することも十分考えられるわけです。

これについては、どのようにお考えでしょうか。

○長沢秀光総務部長 審査会における審査につきましては、さまざまな立場からの委員による議論が交わされ、結果として客観性のある基準が採用されたものと考えております。

○高橋伸介議員 おっしゃっている意味がよくわかりません。

時間があと5分ですので、少しピッチを速めます。

評価する以上、評価者の主観が入ることは当然のことではないですか。市は、選任された審査会委員のまさにその主観に期待して人選されたのではないですか。審査会委員5名のうち、市と利害関係のある者が3名、協働関係者が1名もおられる。

答申書を見る限り、審査会の議論には、議会での前市長に対する評価等といった議論の内容が反映されておらず、また、少なからず誤解が生じているのではないかと感じます。もし誤解があるのなら、誤解に基づいた答申は問題があると言わざるを得ません。

時間が迫ってきましたので、最後に意見いたします。

質疑は最後まですれ違いのようで、納得できません。

この異例の事件を裁判結果だけで判断するから偏った答弁、判断になるのではないかと感じます。

平成19年の第3回公判において、当時、関西ゼネコン業界において、業界のドン、業界の天皇とも揶揄された大林組の山本正明さん、この方は談合したことを認め有罪となっていますが、彼の証言では、天の声とは、受注競争で劣勢に立ったところが市長に働きかけて、業界調整の段階でここへ仕事を出してやってくれと優勢な会社に働きかけ、引き下がってもらうことであり、この談合事件では既に大林組が隣地を確保し、天の声もへチマもないと証言されています。早い話、メトロ会談や天の声に関係なく、大林組が受注できるよう業界調整は終わっていたという証言です。残念ながらこの重要な証言は、検察の描くシナリオから外れるため、証拠採用されませんでした。

執行猶予期間が終了した山本さんは、その後、当時、検察の在り方検討会議の委員をされていたジャーナリストの江川紹子さんの取材に答え、平成23年に発行された月刊『文藝春秋』12月号にその内容が掲載されています。山本さんは、「私は引退した身だし、民間同士の談合があったのは事実だから自分のことはいいが、談合には全く関係のない中司さんが有罪になっているのはおかしい。当然、無罪になるものと思っていた。面識もなかったし、恩義もなければ恨みもない人だが、あまりに気の毒だ」と答えられ、その後の記事には具体的な事件内容が記載されています。

本市が舞台となったまれに見る事件でした。裁判の傍聴には市の職員も行っておられました。検察に押収されていた書類も去年の夏に戻ってきているでしょう。メモ書きも含め、市独自で事件の調査を行い、改めて総括を行い、議会に報告すべきではないでしょうか。

それでも退職手当の返納を求めるのなら、審査会の委員も入れ替えてやり直すべきですし、正規の条例で対処すべきです。条例ができる規定であるように、部分返納も検討すべきです。事件を政争の具にすることなく、きっちりした総括を市民に伝えましょうよ、市長。

以上を申し上げ、現時点では前市長に退職手当の返納を求めることには無理があると申し上げます。

○有山正信議長 これにて、高橋伸介議員の質問を終結します。

○有山正信議長 次に、大森由紀子議員の質問を許可します。大森議員。

○大森由紀子議員 おはようございます。

それでは、前市長の退職手当の返納に係る枚方市退職手当審査会の答申について、私から質問させていただきます。

まず、市は、平成25年7月29日、枚方市退職手当審査会に対し、市長等の退職手当に関する条例第6条等に、市長等に対する退職手当を支給した後において、その者が「在職期間中の行為に係る刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられたときは、当該在職期間について支給したその者に対する退職手当の全額を返納させることができる」とあることから、審査会に前市長への退職金の返納処分について諮問するとされていますが、この「返納させることができる」ということについて、どのように解釈されているのか、まずお聞きします。

○長沢秀光総務部長 まず、市長等の退職手当に関する条例第6条について、説明させていた

できます。

この第6条が設けられましたのは平成19年12月議会においてでございますが、この規定につきましては、従前から「一般職の職員の例による」とされておりました市長に対する退職手当の返納等の取り扱いについて、明確化を図ったものでございます。できる規定につきましては、審査会として、そもそものもとになっている国家公務員退職手当法の立法趣旨に基づき、原則は全額返納とすべきものであるが、一切の裁量を排除すべきではないとの判断が示されたものでございます。

○大森由紀子議員 今の御答弁によると、諮問書で市が示した市長等の退職手当に関する条例第6条は平成19年に設けられたもので、今回の前市長の2期目・3期目分の退職手当の返納処分には適用できないものです。また、平成19年以前には、市長等の退職手当の返納について具体的な規定はされておらず、それまで市は「一般職の職員の例による」とされてきたわけですが、なぜ審査会への諮問にわざわざ適用できない条文を引用されたのか、お聞きします。

○長沢秀光総務部長 今回の退職手当の返納に係る根拠規定といたしましては4つの条例の規定を示しておりますが、これは前市長の2期目以降に係る退職手当の返納に係る条文根拠について、時系列的に列挙したものでございます。

審査会では、犯罪として問題となり得る行為がありました平成11年12月から平成17年11月までの間に有効であった条例を適用して、前市長に対して退職手当の返納を命ずることが可能かどうかを判断すべきであるとされ、その結果、平成7年6月に制定した市長等の退職手当に関する条例第4条とその準用規定を退職手当の返納根拠と判断されたものでございます。

○大森由紀子議員 大変わかりにくい御答弁でございました。

答弁の前半部分は、市が諮問書で第6条等と示した「等」には根拠規定として4つの条例が含まれているということ、後半部分は、審査会は平成19年改正時の市長等の退職手当に関する条例第6条ではなく、平成7年制定時の同条例第4条を返納根拠としたということと言われたのだと思いますが、私は、審査会の判断ではなく、諮問書について聞いたわけですから、市は、同条例第6条でなくても返納処分の根拠条例はあると言われた、まさにその適用できる条例を返納根拠として諮問すべきであります。これは意見として申し上げておきます。

次に、平成19年以前の市長等の退職手当に関する条例には、退職手当の支給やその額についての規定はあるものの、支給の制限、差し止め、返納に関しての具体的規定はありませんが、今回の前市長に対する返納請求はいかなるものを根拠としているのか、お聞きします。

○長沢秀光総務部長 条例上の根拠といたしましては、平成7年6月に市長等の退職手当に関する条例が制定されるまでは、市長等の特別職につきましても、枚方市職員の退職手当に関する条例の規定を適用して退職手当を支給しており、返納規定も適用されておりました。

平成7年6月に市長等の退職手当に関する条例が制定された際、退職手当の算定方法以外の部分、すなわち枚方市職員の退職手当に関する条例に定める退職手当の返納や支給制限などに関する条文のすべてを新たに制定した市長等の退職手当に関する条例に規定するのではなく、包括的な規定として、同条例第4条において、「前2条に定めるもののほか、市長等

の退職手当の支給方法については、一般職の職員の例による」との規定を設けたところでございます。

審査会におきましては、犯罪として問題となり得る行為があった平成11年12月から平成17年11月までの間に有効であった条例を適用して、前市長に対して退職手当の返納を命ずることが可能かどうかを判断すべきとされ、審査された結果、市長等の退職手当に関する条例第4条は、退職手当の返納根拠となり得るものであり、同条を適用し、枚方市職員の退職手当に関する条例の規定に基づいて返納を命ずることができるとの判断をされたものでございます。

○大森由紀子議員 平成7年以前から市長等の特別職についても枚方市職員の退職手当に関する条例の規定を適用しており、返納規定も同様である、また、審査会においても枚方市職員の退職手当に関する条例の規定に基づいて返納処分を行うことができると判断されたということですが、そもそも市長の給与は、長という職自体に対して与えられる要素が強く、一般職の給与より、どちらかといえば議員報酬に近い性質のものではないかという見方もあり、そうであれば、一般職の返納規定を準用するのには適さないという意見もあります。

そうした点については、市としてどのように考えるのか、見解をお聞かせください。

○長沢秀光総務部長 議員報酬につきましては地方自治法第203条で報酬として、市長につきましては同法第204条で給与として、それぞれ支給根拠としております。また、一般職の常勤職員につきましても地方自治法第204条を根拠としており、給与や手当の法的取り扱いにつきましては、市長も一般職の職員も何ら変わるところはございません。このようなことや、以前より条例において返納規定を設けてきた経緯なども踏まえすと、一般職の職員と同様に、市長についても返納規定の適用を受けるところでございませぬ。

○大森由紀子議員 次に、返納を求める時期についてはどのように決定されたのか、お聞かせください。

○長沢秀光総務部長 前市長につきましては、平成25年2月4日、最高裁判所の上告棄却により、第2清掃工場建設工事を巡る談合事件において、懲役1年6カ月、執行猶予3年の刑が確定いたしました。市といたしましては、この判決の確定を受け、前市長に支給した退職手当が返納要件に該当するとの判断から、適正な行政執行の一環として、枚方市行政手続条例に基づく前市長の意見聴取、さらには枚方市退職手当審査会における審議といった条例規定上の手続を進め、今日に至っております。

○大森由紀子議員 平成25年2月4日の最高裁判所の上告棄却により刑が確定したことを受けてということですが、例えば、前市長が、現在、再審請求の準備をされているとすれば、それが適当な時期と言えるのかどうかという点について、再度、市の見解をお聞きします。

○長沢秀光総務部長 再審請求につきましては、刑事訴訟法の規定に基づき認められた権利でございませぬが、行政執行を適切に行う観点からは、退職手当の返納を求めるための手続を条例規定等にのっとり進めていくことが適当と判断しております。

○大森由紀子議員 次に、返納の要件となる在職期間中の行為について、今回の事件では、直接的な犯罪行為ではなく、犯罪に関連する行為について返納規定の対象とされていますが、市はどのように認識されているのか、お聞きします。

○長沢秀光総務部長 前市長の刑事事件の判決におきましては、メトロ会談において、前市長

が本件実行行為者に対し、本件清掃工場の受注を認める旨の発言をし、株式会社大林組が将来これを受注することについての言質を与え、これが天の声と受け取られたことを認定し、前市長は、この発言を撤回することなく維持し、所要の決裁をなすなどしたとして、その後の一連の作為、不作為を認定し、その行為の全体を総合評価して、本件犯行を自己の犯罪として本件犯行に加担したものと言えるから、本件談合の共謀共同正犯と認めることができるとされました。

共謀共同性における共謀の認定は、一連の間接事実を総合評価して正犯性を判断するものであり、メトロ会談における前市長の発言は、犯罪の実行行為ではございませんが、罪となるべき事実に記載されておりますところの、平成17年10月20日ごろから同年11月10日ごろまでの間に行われた入札の公正な価格を害する目的で談合したことへの共謀を認定するに際して重要な間接事実として扱い、談合罪と認定されたものであり、このことから2期目分、3期目分を返納の対象としているものでございます。

○大森由紀子議員 談合事件による市の損害については、前副市長の無罪判決により、行政側の事務執行上に談合はなかったということですが、それでは、前市長の行為によって、市はどのような損害を受けたのか、それは現在どのようになっているのか、お聞きします。

○竹内 脩市長 談合により公正な入札が害されたことによる直接的な金銭上の損害に関しては、株式会社大林組から契約約款所定の賠償金が納付されていることにより、全額補填されているものと考えます。

しかしながら、この談合事件によって市民の皆様にも多大な御迷惑をおかけし、信用失墜に至ったことにつきましては、そのことの重大性を重く受け止める必要があったと考えます。

○大森由紀子議員 実際の市の金銭上の損害は、既に株式会社大林組から全額補填されています。

それでは、市が前市長に返納を求める2期目、3期目の退職手当5,184万円は、市にとって何に対するものと認識しておられるのか、改めてお聞きします。

○長沢秀光総務部長 退職手当の支給制限、返納制度につきましては、公務員の身分を有しているときに、公務員としての規律に違反し、公務に対する国民の信頼を損ねた場合において、当該職員の退職手当を受け取る権利を否定するといった側面があるとされており、本市においても同様の趣旨により制度運用を行っております。

○大森由紀子議員 私は市にとってどうかとお聞きしたわけですが、今の御答弁は極めて客観的な制度運用についてのみの御答弁でした。

5,184万円の退職手当の返納というのは大変重い処分であります。であるからこそ、市としてその理由をきちんと認識すべきであり、また、その根拠条例も明確であるべきと考え、冒頭に質問したように、諮問書で示した根拠条例の筆頭に市長等の退職手当に関する条例第6条を挙げられたことに疑問を持つわけです。

それでは、最後に、今回の全員協議会での質疑やその内容を受けて、今後、市の方針が変化することがあるのか、あるとしたらどのような場合か、お聞きします。

○竹内 脩市長 退職手当審査会からの答申については、去る12月議会の途中におきまして御説明をさせていただきましたが、質疑の時間を十分にとれないとのことから、今回改めて答申内容についての質疑の機会とさせていただいたものであります。

答申につきましては、従前より、出された結果については、その見識を尊重し、行政運営を進めてきておりますことから、今回につきましても同様に対処する考えでございます。

○有山正信議長 これにて、大森由紀子議員の質問を終結します。

○有山正信議長 次に、広瀬ひとみ議員の質問を許可します。広瀬議員。

○広瀬ひとみ議員 日本共産党議員団を代表して質問させていただきます。

3人目になりますので、若干重なる部分がありますけれども、よろしく申し上げます。

枚方市は、前市長の談合による有罪確定を受け、退職手当の返納を求める方針を昨年5月の全員協議会で示しました。

市は、談合の端緒となったとされる平成11年12月のメトロ会談のあった2期目、談合が行われた3期目の退職手当の全額、約5,200万円の返納を求めるとし、前市長に対する聴聞を行った上で、退職手当審査会に諮問し、12月11日に答申が出されました。

これを受け、昨年12月議会の最終日に全員協議会が開かれ、答申の説明が行われました。答申の内容は、「本件諮問に係る前市長の返納処分については、前市長に対して支給した第2期目分及び第3期目分の退職手当の全額について返納を命じることが相当であると判断する」とのことで、極めて当然の内容でした。

にもかかわらず、今回は、市長の方からわざわざこうして質疑の場を設けていただきました。

そこでお聞きしますが、なぜ改めてこうした機会を持たれたのか。議会の意見を聞き、場合によっては2期目、3期目の退職手当の返納を求めるという市の判断を変える可能性があるのか、まずお聞きいたします。

○竹内 脩市長 前市長の退職手当の返納につきましては、これまでも時期を見て議会に対し説明させていただき、また、一般質問などの機会を通じて、市の考え等についてお答えしてきたところでございます。

今回につきましても同様に、条例の規定に基づく退職手当審査会からの答申について、去る12月議会の途中におきまして御説明させていただきましたが、質疑の時間を十分にとれないことから、今回改めて答申内容についての質疑の機会とさせていただいたものでございます。

○広瀬ひとみ議員 市の考えを十分に説明するための機会ということですが、これにより判断を変える可能性があるのかどうかという点は不明確です。明確にお答えをいただきたい点ですので、後ほどこの点をもう一度お聞かせいただきたいと思っております。

では、せっかく質問の機会をいただきましたので、改めて確認させていただきます。

前市長は判決の中で、本件談合の共謀共同正犯だと断罪されました。そもそも共謀共同正犯とは何かについて、お聞きします。また、共謀共同正犯であるとされた前市長は、具体的にどのような罪を犯したとされているのか、お聞きいたします。

○長沢秀光総務部長 共謀共同正犯とは、刑法第60条で規定いたします、「2人以上が共同して犯罪を実行した者は、すべて正犯とする」という共同正犯の一形態であり、犯罪の実行行為を自ら行わないにもかかわらず、共同して犯罪を実行したと認定されるものを指しております。最高裁の判例におきまして、共謀または謀議は共謀共同正犯における罪となるべき事実であるとされ、共謀があったかどうかの認定が共謀共同正犯の大きな要素であるとされ

ております。

判決におきましては、メトロ会談において、前市長が本件実行行為者に対し、本件清掃工場の受注を認める旨の発言をし、株式会社大林組が将来これを受注することについての言質を与え、これが天の声と受け取られたと認定し、前市長は、この発言を撤回することなく維持し、所要の決裁をなすなどしたとして、その後の一連の作為、不作為を認定し、その行為の全体を総合評価して、本件犯行を自己の犯罪として本件犯行に加担したものと言えるから、本件談合の共謀共同正犯と認めることができるとされました。

共謀の認定は、一連の間接事実を総合評価して正犯性を判断するものであり、メトロ会談における前市長の発言は、犯罪の実行行為ではございませんが、罪となるべき事実に記載されておりますところの、平成17年10月20日ごろから同年の11月10日ごろまでの間に行われた入札の公正な価格を害する目的で談合したことへの前市長の共謀を認定するに際して、平成11年12月末ごろに行われたメトロ会談における前市長の言質を重要な間接事実として扱い、談合罪として認定されたものでございます。

本市といたしましても、判決内容に則して判断を行っております。

○**広瀬ひとみ議員** メトロ会談で前市長が受注を認める旨の発言をし、これが天の声と受け取られた。そして、この発言を撤回することなく維持し、所要の決裁をしてきた。なので、共同して犯罪を実行したと認められたということです。市長の立場にありながら談合を認め、止めることもなく推進したもので、許されるものではありません。

一方、前市長は、現在も冤罪を主張されているとお聞きしております。また、審査会に対しても意見書を提出されているとのことですが、前市長から冤罪の可能性を示すような具体的なものが示されたのか、また、そのようなものが示された場合、審査会としてどのような対応がなされるのか、お伺いします。

○**長沢秀光総務部長** 審査会に対しましては、全部で7通の意見書が提出されておりますが、その内容は、この刑事事件の判決自体が事実誤認に基づくもので、犯罪行為がなかったこと、当審査会において論点として整理いたしました退職手当の返納処分の根拠、処分の原因となる事実認定、処分における比例原則や行政裁量の範囲に関する主張が主なものであり、新たな事実等の提示はなかったものでございます。

退職手当の返納に係る条例の要件は、「在職期間中の行為に係る刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられた」ことであるため、審査会は、裁判で認定されたことを踏まえて、要件該当の適否を判断するとされたものでございます。

○**広瀬ひとみ議員** 審査会は、退職手当の返納に係る条例の要件に該当するかどうかを判断するもので、刑事事件の判断がどうだったのか考える必要はない。審査会の役割からして当然です。また、現段階で判決を覆すような何かを示されているわけでもないのに、市としても考慮する余地はありません。

では、裁量権についてはどうでしょうか。

答申では、裁量権について、一切排除すべきではないが、裁量を働かせる状況とは言えないと判断されています。この部分の議論については議事録の公表がありませんが、どのような観点で議論された結果なのか、お聞きいたします。

○**長沢秀光総務部長** 審査会では、裁量の余地があるとした場合に、どのような判断基準によ

り裁量権の行使が可能かとして議論されました。

退職手当の返納につきましては、一定の裁量が存在すると認められるが、無条件に裁量を認めることはできず、立法趣旨を踏まえた合理的、客観的な基準に基づき判断すべきであるとされました。また、その基準につきましては、各人において評価の分かれる功績等の抽象的、主観的なものを基準といたしますと、結果としてフリーハンドの裁量権を与えることになり、不適當であり、基準は客観的なものであるべきとされました。

客観的な基準としましては、犯罪が職務に関係しているのか、在職中の職責と犯罪の関係、過失犯か故意犯かといった犯罪の態様、支給してからの時間的な経過といった基準が考えられました。これらの事情を総合的に判断した結果、裁量を働かせる事情とはなし得ないと結論付けられまして、第2期目分・3期目分の退職手当の全額について返納を命じることについては裁量権を逸脱するものではないとしたものでございます。

○**広瀬ひとみ議員** 功績を考慮すべきとの意見はこれまでもありましたし、先ほどもありました。功績に対する評価はさまざまです。財政さえ黒字化すれば評価できるというものではありません。談合により私腹を肥やした者がいる一方で、前市長の構造改革路線により大切なものを奪われ、耐えがたい痛みや苦しみを与えられた市民がいたことは忘れられるものではありません。子どもの補装具までも有料化、全国一高くなった留守家庭児童会室の保育料の引き上げなど、数え上げれば切りがありません。財政再建は、職員削減と市民負担増によってなされたもので、決して手放しで評価できるものではありません。

今述べたことは、私の主観です。

こうした点からも、審査会が、裁量については、各人において評価の分かれる功績等の抽象的、主観的なものを基準とするのではなく、客観的な基準で考えるべきとされたのは、納得できる判断です。

審査会の判断は適切で、返納を求めるのは当然ですが、前市長に返納を命ずるとした際、今後、具体的にどのように返納手続を進めていくのか、また、過去に枚方市において退職手当の返納を求めたケースがあるのか、その際はどのように進められたのか、全額返納されたのか、お聞きいたします。

○**長沢秀光総務部長** 退職手当の返納処分に係る所要の手続といたしまして、返納を求めるに当たりましては、個人にその旨を通知してまいります。この処分に対しては、地方自治法第206条により、異議申し立て及び審査請求の規定が適用されます。

本市における退職手当の返納事例でございますが、平成13年に1件ございましたが、当時は処分に対する意見聴取や退職手当審査会の規定が設けられておらず、刑事事件の判決の確定により、返納の手続を行い、全額返納を受けたものでございます。

○**広瀬ひとみ議員** 平成13年にも事件があった。これも大きく枚方市の信頼を損ねるものでした。そして、当時、返納を求めたのは前市長ですが、この件で責任を問われた方は、全額返納されているとのことです。

退職手当の返納に係る条例の要件は、「在職期間中の行為に係る刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられた」とことと先ほどの説明にもありましたが、今回、前市長に返納を求める条例上の根拠と、この条例に込められた精神はどういうものなのか、なぜ一度支払われた退職手当を返納させる必要があるのか、市の認識をお聞きいたします。

○長沢秀光総務部長 条例上の根拠につきましては、平成7年6月に市長等の退職手当に関する条例が制定されるまでは、市長等の特別職につきましても、枚方市職員の退職手当に関する条例の中に規定し、退職手当の支給、また返納規定の適用を受けてきたものでございます。

平成7年6月に市長等の退職手当に関する条例を市職員と区分して制定した際、退職手当の返納や支給制限などに関する条文については、改めて規定するのではなく、包括的な規定として、同条例第4条において、「前2条に定めるもののほか、市長等の退職手当の支給方法については、一般職の職員の例による」と規定したものでございます。

審査会では、犯罪となる行為があった平成11年12月から平成17年11月までの間に有効であった条例を適用して、前市長に対して退職手当の返納を命ずることが可能かどうかを判断すべきであるとされ、その結果、平成7年6月に制定いたしました市長等の退職手当に関する条例第4条及びその準用規定を退職手当の返納根拠と判断されたものでございます。

退職手当の支給制限、返納制度につきましては、公務員の身分を有しているときに、公務員としての規律に違反し、公務に対する国民の信頼を損ねた場合において、当該職員の退職手当を受け取る権利を否定するといった側面があるとされております。

○広瀬ひとみ議員 公務員の身分を有しているときに、公務員としての規律に違反し、公務に対する国民の信頼を損ねた場合において、当該職員の退職手当を受け取る権利を否定する側面がある。精神を聞きましたが、弱い答弁です。

つまり、公務員一般に規律違反に対し厳しい対応と権利の否定により責任を求めているわけです。そうであるならば、とりわけ市長という市政の最高責任者が法を犯し、市民の信頼を損ねた責任は極めて重大です。

事件により談合のまち枚方と言われ、市の名誉も大きく傷付けられました。市政には混乱がもたらされ、多くの市職員がこの事件によって膨大な事務と精神的負担を余儀なくされました。

前市長には、公職にあった者として、市民の信頼を損ねたことに対し、最終的な責任が残っています。市民への謝罪として残された責任を果たさせる、これは現市長の役割です。

退職手当の返納を求める条例の精神について先ほど問いましたが、職務にかかわる犯罪行為を絶対に許さない、こうした決意が含まれていると私は受け止めています。

しかし、市長は、12月の全員協議会でこう説明されました。市は、外部有識者などで組織する附属機関の見識を尊重して行政運営を進めていることから、今回についても同様に対処すると。外部の有識者は論点に対し十分議論した上で、立派な見識を示していただきました。しかし、それを受けた市のコメントは、先ほどから同じ言葉が繰り返されておりますけれども、他の附属機関と同様に対処するというものです。おかしくないでしょうか。市長の最初の答弁もそうですが、何らかのあいまいな含みが残されています。最後まできちんと返納を迫るのが現市長の責任ではありませんか。改めて市長に答弁を求めます。

○竹内 脩市長 私としましては、これまで外部有識者などで組織する附属機関の見識を尊重し、行政運営を進めてきており、今回の答申に対しても同様に対処してまいり所存でございます。

○広瀬ひとみ議員 一応、返納は答申に沿って求めますということだと思います。

この約5,200万円もの退職手当の返納を求めることは本当に重い請求になるわけです。

けれども、その中にはこういう事件を二度と起こしたくないという思いがしっかり込められて、その上で枚方市の判断として毅然として返納を求めていく、このことが求められているのだと思います。

先ほど高橋議員からもありましたけれども、談合問題に対する総括というのがやっぱり不十分です。検察の捜査に任せ、そして裁判に任せてきたけれども、枚方市として、なぜこの談合が起こったのか、どうして止められなかったのかということを中心に総括していないから、今のような答弁につながっているのではないかと思います。きちんと調査して、市民に明らかにしていく。このことは改めて意見として述べさせていただきます、私からの質問を終わらせていただきます。以上です。

○有山正信議長 これにて、広瀬ひとみ議員の質問を終結します。

○有山正信議長 次に、藤田幸久議員の質問を許可します。藤田議員。

○藤田幸久議員 質問もおおむね出た感があり、重複する部分もあるとは思いますが、質問させていただきます。

犯罪の問題となる行為があったのは、平成11年12月末ごろに行われたメトロ会談の時期から開札日の平成17年11月10日までの期間であり、今回、退職手当の返納を命じるに至った根拠となる枚方市の条例はどれに当たるのか、お聞きいたします。

○長沢秀光総務部長 条例上の根拠といたしましては、平成7年6月の市長等の退職手当に関する条例が制定されるまでは、市長等の特別職につきましても、枚方市職員の退職手当に関する条例の規定を適用して退職手当を支給しており、返納規定も適用されておりました。

平成7年6月に市長等の退職手当に関する条例が制定された際、退職手当の返納や支給制限などに関する条文につきまして、新たに市長等の退職手当に関する条例に規定するのではなく、包括的な規定として、同条例第4条において、「前2条に定めるもののほか、市長等の退職手当の支給方法については、一般職の職員の例による」と規定したものでございます。

審査会におきましては、犯罪として問題となり得る行為があった平成11年12月から平成17年11月までの間に有効であった条例を適用して、前市長に対して退職手当の返納を命ずることが可能かどうかを判断すべきとされ、審査された結果、市長等の退職手当に関する条例第4条及びその準用規定が退職手当の返納根拠となり得るものであり、返納を命ずることができるとの判断をされました。

○藤田幸久議員 平成7年制定の市長等の退職手当に関する条例第4条の「市長等の退職手当の支給方法については、一般職の職員の例による」との規定を根拠とするのであれば、退職手当の返納について具体的な規定がなく、この内容を返納について準用するという解釈は客観的に見て難しいのではないかと考えますが、その点についてはいかがでしょうか。

○長沢秀光総務部長 平成2年3月に枚方市職員の退職手当に関する条例が改正され、退職手当の返納規定が設けられました。平成7年6月に市長等の退職手当に関する条例が定められるまでの間は、枚方市職員の退職手当に関する条例の返納規定が市長の退職手当に関しても適用されていた状況を踏まえ、審査会におきましては、市長等の退職手当に関する条例第4条の「一般職の職員の例による」との規定は、単に手続的な事項の準用にとどまらず、退職手当の返納根拠になり得るものと判断しております。

○藤田幸久議員 平成7年6月に市長等の退職手当に関する条例が定められるまでの間、枚方

市職員の退職手当に関する条例の返納規定が市長の退職手当に関して適用されていたことですが、市長等の退職手当に関して、「返納」という2文字が明文化されていない点は、今後の争点になるのではないかと大変懸念いたしております。

次に、答申書に、「「公務員の退職手当法詳解」にもあるように、支給してから長期間が経過している場合には支給された退職手当が生活の基盤として使われてしまっており、返納を求めるかどうかについては財政状況だけではなくて、実際に返納を求めることにより、返納を命じられた者の生活が破壊されるといったことについて配慮することには一定の合理性がある」とあります。

今回の退職手当についても支給してから、2期目分より10年、3期目分より6年以上が経過しています。支給については「一般職の職員の例による」という部分を準用しているわけですが、返納に関しても同様に裁量の余地があるのかどうか、お聞きいたします。

○長沢秀光総務部長 審査会におきましては、退職手当の返納規定について、原則は全額返納であるものの、返納に当たって一定の裁量が存在することは認められております。

その上で、無条件に裁量を求めることはできないことは当然であり、立法趣旨を踏まえた合理的、客観的な基準に基づき判断すべきであるとされ、その基準として、犯罪が職務に関係しているかどうか、在職中の職責と犯罪との関係、過失犯か故意犯かといった犯罪の態様、そして支給してからの時間的な経過といったものを例示されております。

そして、これらの基準に基づく判断をされた結果、裁量を働かせる状況とまでは言えないと結論付けられました。

○藤田幸久議員 それは、なぜできないのでしょうか。

できないということは、条例の整合性がとれていないということではないのでしょうか。

○長沢秀光総務部長 審査会におきまして、今申し上げました基準に基づき判断されましたが、まず、前市長の刑事事件に係る談合が職務に関する犯罪であったこと、市の最高責任者としての職責上の責任の重大さ、談合罪は故意犯であり、競売の公正を害する実行行為に重大な影響を与えたこと、本市の最高責任者である市長が競売の公正を害する犯罪により共謀共同正犯として処分されたこと、また、支給してからの時間的な経過については、前市長は、第2期目分の退職手当を平成15年5月に受領し、第3期目分の退職手当を平成19年5月に受領しており、相当期間経過はしておりますが、この期間には最高裁判所まで争われた期間が含まれていることから、今回の事案に関しては、裁量を働かせる状況とまでは言えないとされました。

○藤田幸久議員 次に、これまで5回にわたり枚方市退職手当審査会が開催されましたが、それは全面公開だったのでしょうか。また、それが一部非公開であったとすれば、それはなぜなのでしょう。あわせてお聞きいたします。

○長沢秀光総務部長 審査会の公開、非公開につきましては、枚方市附属機関条例第6条の規定に基づき原則公開として運営されておりましたが、審査会において答申の結論部分、特に裁量の有無や基準についての審査を行うに当たり、委員相互で潤達な意見を述べることを保障する必要があり、公開することで公正かつ円滑な審査が阻害され、会議の目的が達成されないとの判断から、同条例第6条第1項第2号の規定により、第4回、第5回の審査会については、一部非公開として運営されました。

○藤田幸久議員 先ほどの答弁では、非公開となった判断については、委員相互で潤達な意見を述べることを保障するため、公開すると公平かつ円滑な審査が阻害される、また、会議の目的が達成されないとのことではありますが、非公開の部分についても議事録は公開されるのでしょうか。公開されないのは、審査会における審議の高い透明性という観点から考えますと、大変残念に思います。

最後に、審査会において、これまで前市長もしくは代理人の意見陳述の場があったのでしょうか。また、意見陳述の場がなかったのであれば、それはなぜなのか、あわせてお聞きいたします。

○長沢秀光総務部長 審査会におきましては、前市長及び代理人の意見陳述の場は設けられませんでした。

設けられなかった理由でございますが、退職手当の返納に係る手続につきましては、枚方市職員の退職手当に関する条例にのっとり、前市長及びその代理人に対して、枚方市行政手続条例の定めるところにより、平成25年7月5日に意見聴取が行われております。

その上で、審査会におきましては、必要があると認めるときは、処分を受けるべき者にその主張を記載した書面または資料の提出を求めること等、必要な調査をすることができるとの規定に基づいて、前市長に対して、その主張を記載した書面の提出を求められました。提出された意見書は全部で7通でございます。

この提出された意見書の内容は、刑事事件の判決自体が事実誤認に基づくものであり、犯罪行為がなかったことや、審査会において論点として整理された退職手当の返納処分の根拠、処分の原因となる事実認定、処分における比例原則や行政裁量の範囲に関する主張が主なものであり、新たな事実等の提示がなかったことから、意見陳述の場を別途設ける必要はないと判断されたものでございます。

○藤田幸久議員 以上6点について、答弁をいただきました。

審査会に諮問したのですから、総務部長の答弁の随所に審査会において云々という言葉が見受けられたのも当然のことではありますけれども、少し第三者的な言い回しのように感じました。

きょうの全員協議会を受け、今後、市の方針決定に進んでいくわけではありますが、最後まで何とぞ公平、円滑によろしくお願いいたします。

以上で私の質問を終了いたします。

○有山正信議長 これにて、藤田幸久議員の質問を終結します。

○有山正信議長 次に、手塚隆寛議員の質問を許可します。手塚議員。

○手塚隆寛議員 本日の全員協議会の位置付けについて、もう一つ明確でないように私は思いますが、前市長の退職手当の返納に係る枚方市退職手当審査会の答申について、順次質問をさせていただきます。

今までの方の御質問と御答弁が一部重なるところがあるかもしれませんが、予定どおりさせていただきます。

前市長の退職手当の返納に係る枚方市退職手当審査会の答申については、昨年12月に全員協議会が開催され、市長から答申の概要について説明がありました。

そこで、枚方市退職手当審査会とはどのようなものか、組織としての位置付けについて、

お尋ねします。

また、市の附属機関である審査会が出した答申を尊重することは当然であると考えます。これまでの御答弁から、この答申の内容どおり、2期目分、3期目分の退職手当全額を返納請求する方針だと考えてよいのか、お尋ねします。

○長沢秀光総務部長 退職手当審査会への諮問につきましては、市長等の退職手当に関する条例第7条により準用されている枚方市職員の退職手当に関する条例第18条第1項において、退職手当の支給制限等の処分を行おうとするとき、枚方市退職手当審査会に諮問しなければならないとの規定がございます。

平成25年2月に前市長の有罪判決が確定し、前市長の退職手当の返納を求める必要があるとの判断から、同年5月の全員協議会でその旨を報告させていただいたところでございます。

その後、審査会委員の委嘱手続を進め、同年7月29日に第1回退職手当審査会が開催され、12月11日に前市長の退職手当について、2期目分及び3期目分の全額の返納を命じることが相当であるとの答申を受けました。

次に、先ほど市長が申し上げましたが、これまでも審査会に諮問し、出された答申結果につきましては、その見識を尊重し、行政運営を進めてきていることから、今回につきましても同様に対処していく考えでございます。

○手塚隆寛議員 前回の全員協議会の資料や本日のさまざまな質疑から、2期目分と3期目分の全額返納が相当であるとの審査会の答申内容に、前市長は恐らく納得されていないだろうと考えられます。

さらに、答申を踏まえた市長からの返納請求に応じない場合には訴訟も考えられると思いますが、今後どのような展開が予想されるのか、お聞きします。

○長沢秀光総務部長 法令に基づく今後の手続といたしましては、返納を求めるに当たり、本人にその旨を通知してまいります。この決定に不服がある場合は、地方自治法第206条第1項により、市に対して異議申し立てすることができ、この異議申し立てに対する決定に不服がある場合は、大阪府に対する審査請求の制度もございます。

また、訴訟につきましては、異議申し立て手続を経ることなく行えるものでございます。

○手塚隆寛議員 事前には聞いていなかったのですが、今のお話を踏まえ、市議会にはこの経過について、どのような形で報告があるのか、お尋ねします。

○長沢秀光総務部長 この間、議会には、逐次、全員協議会等で御説明、御報告をさせていただいておりますので、今後の手続につきましても同様に行いたいと考えております。

○手塚隆寛議員 逐次、具体的に御報告いただくことをぜひお願いします。

さて、先ほども一部ありましたが、一般職の刑事事件では、刑が確定するまでは退職手当の支払いは猶予されており、有罪が確定すれば退職手当は支払われない取り扱いだとお聞きしています。

これまでに本市で発覚した不正入札や贈収賄などの事件の件数及び実行者への処分内容について、お聞きします。また、退職手当を返納請求されたのであれば、実際に返納されたのかもお尋ねいたします。

○長沢秀光総務部長 過去10年間で見ますと、本市では、平成13年に収賄罪により有罪判

決を受けた当時の市民病院顧問に対し、一般職を退職した際に支給した退職手当について返納命令を行った事例が1件ございます。当時は処分に対する意見聴取や退職手当審査会の規定が設けられておりませんでしたので、刑事事件の判決の確定により返納手続を行い、全額返納を受けております。

○手塚隆寛議員 続いて、組織の問題について、お尋ねします。

以前にも同じような質問をしていますが、今回の事件における行政組織の在り方についてです。

今回の事件における本市の損害額を確定するというのは非常に困難であり、裁判においても損害額は約3億円と認定され、大林組からの違約金約5億8,000万円の枠内であるとされました。

しかし、私は、枚方市の損害額は決してこの枠におさまるものではなく、約28億円に上るのではないかと考えております。

今回の談合事件では、金銭的損害だけではなく、枚方市の信用が大きく失墜したことも事実です。全国的にも大きく報道され、関東地方に住む私の友人は、これまで「ひらかた」とは読めず、「まいかた」と読んでいたが、この事件後、「ひらかた」と読めるようになったと言っていました。

前市長は、執行猶予が付きましたが、最高裁で懲役1年6カ月の刑が確定しました。元警部補、元府議会議員、大林組の役員も罪を認め、刑が確定しています。

第2清掃工場を巡って談合が行われたことは疑いのない事実です。さらに、前市長が談合に関与したと最高裁も認定しているわけであります。談合のうわさがあったにもかかわらず、談合事件を防止できなかったわけですから、談合を防止できなかった行政組織の問題点を徹底的に明らかにする必要があると考えます。職員の不祥事があれば、上司も監督不十分で何らかの処分を受けます。

今回の事件で談合を防止できなかった組織の問題点、職員の責任問題について、どのようにお考えなのか、お尋ねします。

○長沢秀光総務部長 今回の談合事件に関係して、本市職員の逮捕、起訴といった状況はございません。また、この談合事件に関与したとして刑事責任が問われました、事務方のトップであった小堀前副市長につきましても無罪判決が確定しております。このことから、行政側の事務執行上のプロセスに談合は入り込んでいなかったものと考えております。

○手塚隆寛議員 行政の事務方で有罪判決を受けた方がおられないことは非常に幸いなことでしたが、刑事事件で無罪だから行政に責任がないということにはなりません。事実、違約金を契約額の10%から20%に変える、内部告発制度を創設するなど、一定の改善をされていますが、今回の談合を防止するために組織として何が足らなかったのか。元警部補が入札の在り方に口を出すなど、今から考えればおかしな動きもあったわけです。小堀前副市長以下市職員は、刑事事件としては責任がないにしても、談合を防止できなかったわけですから、組織として問題がなかったとは絶対に言い切れません。行政の組織として談合を防止できなかったことについて、市民に対し重大な責任があります。それは、単に市政を混乱させた責任だけではなく、今回の事件が発覚していなければ、裁判所の認定でも約3億円の損害を市に与えたこととなります。

行政としての責任、組織としての問題をどのようにお考えでしょうか。再度、お聞きします。

また、一般職員は、実刑判決が確定すれば、懲戒免職の上に退職手当は支払われません。さきの御答弁でも、市民病院元顧問は退職手当を全額返納されたとお聞きしました。市長等の特別職は有罪が確定しても返納しなくてもいいというのは、市民感情からすれば全く納得できないことだと私は考えます。

現状は有罪が確定しています。再審請求はそれはそれとして、前市長はまず自発的に退職手当を返納すべきだと考えます。答申を尊重にする立場に立つならば、そういう意味で市長が全額返納請求をされることは当然だと考えます。

今回の事件については、本来、市議会としても100条委員会を設置して、なぜ談合がされたのか、組織のどこに問題があったのか等を市議会が責任を持って徹底究明しなければならなかったと私は考えています。

市議会としても、これで終わったことにするのではなく、談合防止、入札改革への検討や監視を継続して行う必要があると考えます。

また、行政としても、この談合事件を、前市長の個人的な問題、退職手当の返納請求で幕を引いてはならないと思います。談合を許してしまった組織の弱点を徹底的に解明し続けることが必要です。今後、学校給食の共同調理場や総合文化施設など、大型建設工事が続いています。そのときに談合を許してはならないわけです。

談合防止について、市長の決意をお尋ねします。

○竹内 脩市長 第2清掃工場建設工事において談合が行われたという事実については真摯に受け止めており、この事件の発生に伴い、市民の皆様に変な御心配と多大なる御迷惑をおかけしましたことにつきましては、議会の場などにおいて、これまでも衷心からお詫びを申し上げてきたところでございます。

今後ともこの事件を肝に銘じ、談合防止対策を着実に実行するとともに、公平で清潔な市政の推進に向け、あらゆる努力を払ってまいりたい所存でございます。

○手塚隆寛議員 市長の御決意はわかりました。

しかし、組織の問題については、まだまだ切り込めていない。そういう意味で私は非常に不十分だと考えております。

また、これからの課題は、そういう意味で具体的な改善策を打ち出すことだと思います。

組織はほうっておいたら常に劣化します。さきにも述べましたように、たまたま談合が発覚したから違約金が入り、裁判における認定では金銭的な実害がないとの判断になりました。そうでなければ、本市は約3億円の損害を被ったままだったわけであります。

現在でも、時々談合事件がマスコミで報道されています。談合を許さず、市民の税金をむだ遣いしないためにも、入札の在り方や談合が発覚したときのペナルティーの在り方、そして、二重にも三重にも談合ができない、また、談合を未然に防止するといった組織に改革されることを強く要望します。

また、今回の損害額を算定するために、市民から第2清掃工場設計図書の積算内容について情報公開請求がされました。部分公開とは名ばかりで、ほとんど墨塗りの文書が公開されました。具体的な数字が一切公開されない積算書では、市民が設計書や積算を自主的に検証

することはできません。これでは行政の積算が本当に正当であったのか、そうでなかったのか、市民は検証できないわけであります。既に建設からも時間が経過し、全国的にも清掃工場の建設技術は大きく変わってきています。ですから、積算内容を公開しても本市の入札に影響があるとは考えられないわけであります。

大型建設工事などの予定価格を算定するための積算内容を情報公開するなど、市民が検証できるよう、情報公開制度をより透明化し市民が監視しやすくするなど、談合防止に有効と思われるいろいろな施策への改善をぜひ検討していただきますよう要望いたします。

以上で私の質問は終わります。

○有山正信議長 これにて、手塚隆寛議員の質問を終結します。

○有山正信議長 次に、鷺見信文議員の質問を許可します。鷺見議員。

○鷺見信文議員 既に私で6人目ということで、重なる点もあると思いますが、質問の繰り返しになるという点は御容赦いただき、質問を始めたいと思います。

今回の談合事件につきましては、東部清掃工場建設ということで、平成7年には既に受注業者がその隣地を確保していたという状況がございます。また、平成11年12月のメトロ会談の時期は、大阪府知事が都市計画案を承認し、清掃工場に係る都市計画が決定したときでもあります。また、一方、地元では、平成3年3月に一部の用地を市有地として取得後、平成14年から平成16年にかけて土地開発公社が用地取得したという状況であります。また、地元自治会は、尊延寺区を除き、平成15年10月まで建設反対の運動をされてきました。このような経過をたどりながら、平成15年11月に建設事業の都市計画事業認可が下りたものでございます。

行政は、(仮称)第2清掃工場建設検討会議を設置して発注方式を報告。また、中司市政以前の平成5年から、庁内委員会として(仮称)第2清掃工場建設検討委員会を設置。さらには、入札監視員会議での入札監視。(仮称)第2清掃工場建設工事総合評価審査委員会を設置し、工事落札基準についても審議がなされています。

中司前市長を初め、前副市長、元府議会議員、元警部補、企業責任者などが逮捕される経過の中では、談合問題に係る調査委員会の設置、全員協議会による議会への説明、また、平成20年2月には第2清掃工場建設工事に関する調査・談合防止委員会から報告がなされたところであります。

そこで、何点か質問させていただきます。

まず1点目は、今回の退職手当審査会の答申が出されることになった原因である談合事件について、幾つか確認させていただきます。

今回の談合事件については、昨年5月の全員協議会において、市長から談合問題にかかる総括について、説明がありました。

1つ目に、本市として、本刑事事件は、官製談合であるのか、民間談合であるのか、それとも、贈収賄罪であるのか、どのような認識を持っているのか、お尋ねします。

2つ目に、今回の談合事件の起点とされている、平成11年12月に行われた、いわゆるメトロ会談の時期において、第2清掃工場の設計計画はどのような状況であったのか、お尋ねします。

3つ目に、今回の談合事件における中司前市長のメリットは一体何であると判断されたの

か、お尋ねします。

4つ目に、今回答申された退職手当審査会委員の皆さんは、今回の談合事件の経緯、裁判内容について御存じであるのか、お尋ねします。

2点目の大きな項目ですが、事件による本市の損失につきまして、お尋ねします。

今回の談合事件において、契約の相手方であった大林・浅沼共同企業体（JV）から違約金が支払われております。この支払い内容について、お尋ねします。

2つ目に、事業者の談合認識について、お尋ねしたいと思います。

違約金を支払ったということは、事業者は、今回の件について談合であるとの認識を持っていたのかどうか、市の見解をお尋ねします。

3つ目に、今回の談合事件において、本市が被った損失について、お尋ねします。

昨年5月の全員協議会においては、談合問題にかかる総括について、報告がありました。その中で、談合により本市が被った損害は、本件契約の請負代金金額の5%に相当する約3億円であると認めるのが相当とされましたが、一方で、大林・浅沼共同企業体（JV）は、本市に対し賠償金を支払い済みであることから、談合による本市の損害は補填されているとされております。このほかに本市が被った損失は具体的に何であるのか、お尋ねします。

4つ目に、行政責任の具体的根拠でございます。

前市長の行政責任として退職手当の返納を求めるということですが、その具体的根拠を改めてお尋ねします。

3点目の大きな項目ですが、退職手当の返納について、お尋ねいたします。

まず1つ目に、中司前市長が本市に与えた損失についてであります。

先ほどの質問では、今回の談合事件が本市に与えた具体的損失について、お尋ねしました。それでは、前市長が本市に与えた具体的な損失は何かあるのでしょうか。

2つ目に、中司前市長の功績について、お尋ねします。

前市長は、市政12年の中で、財政再建団体に陥りそうになっていた本市において、一連の行政改革の取り組み等により、平成14年度以降、実質収支の黒字化を維持しているといった実績をお持ちです。退職手当審査会での審議において、この功績について何か考慮されたのか、お尋ねします。

3つ目に、刑事事件と行政責任の違いに対する市の認識についてであります。

今回の談合事件で有罪が確定したことにより、前市長は既に刑事責任として社会的に大きな制裁、経済的制裁等を受けておられます。さらに、今回、行政責任として退職手当の全額返納を求めることが本当に適切であるとお考えなのか、お尋ねします。

4つ目に、前市長が現在までに受けた社会的・経済的制裁についてです。

今回の談合事件が発生したことにより、前市長は職を辞した上、現在に至ってもなお社会的・経済的制裁を受けておられます。また、退職手当を受け取ってから相当の期間も経過しているわけであり、退職手当審査会において、このような現状について何らかのしんしゃくはなされなかったのか、お尋ねします。

以上で1回目の質問を終わります。

○長沢秀光総務部長 順次、お答えいたします。

まず、談合事件についての質問でございますが、本市における第2清掃工場建設工事を巡

る談合事件の認識についてでございます。

いわゆる官製談合防止法において、官製談合に関する定義は置かれておらず、法的な定義がないことから、適宜、使う人によって幅があるものと考えております。

第2清掃工場建設工事を巡る談合事件の刑事裁判においては、民間による談合や贈収賄があったことが認定され、前市長についても、その関与から、いわゆる談合罪の共謀共同正犯として有罪判決を受けております。

一方、この工事における行政側の事務方のトップであった前副市長につきましては一審において無罪判決が確定し、他の本市職員につきましても刑事責任を問われた者はありません。このことから、役所ぐるみといった意味での官製談合ではなかったものと考えております。

次に、この事件における前市長のメリットでございますが、前市長の刑事事件の判決において、本件工事を株式会社大林組が落札することを前市長として容認することは、自己と政治的に対立関係にあった者にかかわる建設業者を本件工事から排除することができるという点で十分に意味を持つ行動であったとされ、前市長自身にこの談合を形成、推進させる積極的動機もあったと認められるとの認定がなされております。

次に、退職手当審査会委員の方々のこの事件への認識でございますが、委員の方々には、第1回の審査会を開催する前に、あらかじめ事務局から判決を含む関係資料を渡させていただくとともに、この事件の経緯、裁判内容について御理解をいただき、審議に臨んでいただきますよう、個別にも説明をさせていただいております。

次に、退職手当の返納を求める具体的根拠でございますが、条例上の根拠といたしましては、平成7年6月に市長等の退職手当に関する条例が制定されるまでは、市長等の特別職につきましても、枚方市職員の退職手当に関する条例の中に規定し、退職手当の支給並びに返納規定の適用を受けてきております。

平成7年6月に市長等の退職手当に関する条例を市職員と区分して制定した際、退職手当の算定方法以外の部分、すなわち退職手当の返納や支給制限などに関する条文については、改めて規定するのではなく、包括的な規定として、同条例第4条において、「前2条に定めるもののほか、市長等の退職手当の支給方法については、一般職の職員の例による」と規定したものでございます。

審査会では、犯罪として問題となり得る行為があった平成11年12月から平成17年11月までの間に有効であった条例を適用して、退職手当の返納を命ずることが可能かどうかを判断すべきであるとされ、結果、平成7年6月に制定しました市長等の退職手当に関する条例第4条及び準用規定を退職手当の返納根拠と判断しております。

次に、前市長の功績についての審査会の考え方でございますが、審査会におきましては、本市条例の解釈としては、在職期間中の行為に係る刑事事件に関し、禁錮以上の刑に処せられた場合、支給された退職手当については、原則は全額返還とすべきものであるとしても、裁量による一部返還の余地を一切排除すべきであると解釈することはできないとされた上で、今回の事案について、裁量の余地に関して論議されました。この中で、各人において評価の分かれる功績等の抽象的、主観的なものを基準といたしますと、結果としてフリーハンドの裁量権を与えることとなり、不適當であり、基準は客観的なものであるとの判断を示されました。

次に、退職手当の全額返納を求めることの適否でございますが、現行の退職手当の支給制限、返納制度につきましては、公務員の身分を有しているときに公務員としての規律に違反し、公務に対する国民の信頼を損ねた場合において、当該職員の退職手当を受け取る権利を否定する側面があるとされております。このように、退職手当の返納は、公務員が刑事責任を問われたことに基づき発生する行政処分であり、本市としては、前市長について、最高裁判所において禁錮以上の有罪判決が確定したことを踏まえて、本市条例に定める手続を進めることが適正であると考えております。

次に、退職手当を受け取ってからの期間のしんしゃくでございますが、審査会では、退職手当の返納における裁量について、立法趣旨を踏まえた合理的、客観的な基準に基づき判断をすべきとされ、その基準の一つとして、退職手当を支給した後、長期間経過した場合を事由として挙げられております。その上で、審査会におきましては、前市長は2期目分の退職手当を平成15年5月に受領し、3期目分の退職手当は平成19年5月に受領しており、相当期間が経過している状況があることは認めつつ、この期間には前市長が最高裁判所まで争った期間が含まれていることから、裁量を働かせる状況とまでは言えないとの判断が示されております。

○戸野谷伸夫公共施設部長 談合事件についてのメトロ会談時点における第2清掃工場、現東部清掃工場の施設計画状況について、お答えいたします。

第2清掃工場建設工事に係る談合事件に関する裁判における事実認定の中で、大阪市内にあるホテルメトロの会議室で行われた会合、いわゆるメトロ会談は、平成11年12月末ごろにあったとされております。その当時の施設計画状況は、第2清掃工場が都市計画法第11条で定められた都市施設のごみ焼却場に該当することから、都市施設の種類、名称、位置、区域及び面積を都市計画で定める必要があり、平成11年12月に大阪府都市計画審議会の議を経た後、大阪府知事の承認を受け、本市が同年12月17日付で枚方市第2ごみ焼却場の都市計画決定の告示を行ってまいりました。

その後、翌年の平成12年からは、建設予定地の用地測量に向けた準備に取りかかり、さらに、その翌年の平成13年1月ごろに用地買収のための測量委託の発注を行ってまいりました。

○北村昌彦財務部長 事件による本市の損失についての御質問に、順次、お答えいたします。

まず、大林・浅沼共同企業体からの賠償金の支払いについてでございます。

第2清掃工場建設工事を巡る談合事件の刑事裁判において、平成20年1月26日に株式会社大林組の元役員等について、競売等妨害罪、いわゆる談合罪での有罪判決が確定いたしましたことから、同月28日に大林・浅沼共同企業体の代表者である株式会社大林組に対して、契約約款に基づき、契約金額である58億3,800万円の10分の1に相当する5億8,380万円を賠償金として請求し、同年2月5日に納入されました。

次に、事業者における談合の認識についてでございます。

このことにつきましては、事業者との間で直接認識のやりとりをしているものではないことから、明確にはわかりかねるものでございますが、株式会社大林組においては、契約違反行為があったこと、すなわち株式会社大林組の役員などが第2清掃工場建設工事において談合を行ったとの認識のもと、本市の請求に応じて契約約款所定の賠償金を納付していると理

解しているところでございます。

- 竹内 脩市長 今回の事件及び前市長本人が本市に与えた具体的な損失でございますが、談合により公正な入札が害されたことによる直接的な金銭上の損害に関しては、株式会社大林組から契約約款所定の賠償金が納付されたことにより、全額補填されているものと考えております。

しかしながら、具体的な評価は難しいところがございますが、この事件の発生に伴い、市民の皆さんに大変御心配をおかけし、また、事件への対応による市の事務の混乱などにより、市民の皆様にも多大なる御迷惑をおかけしたことなど、本市市政に対し、相当の影響があったものと考えております。

- 鷺見信文議員 2回目の質問ですが、1点質問させていただきます。

市は、今回の談合問題に関する委員会として、庁内委員会としての第2清掃工場建設検証委員会、これは後に談合防止対策等検討委員会に改編されましたが、そのほか、入札監視員会議での入札監視、(仮称)第2清掃工場建設工事総合評価審査委員会、平成20年2月に全員協議会により議会へ最終説明をされた第2清掃工場建設工事に関する調査・談合防止対策委員会などの委員会を設置されました。

この委員会のメンバーは、今回の談合事件について、内容を詳しく把握されているはずであり、今回の退職手当審査会の委員としても適任ではないかと考えるのですが、なぜこの方たちをメンバーに加えたり、この方たちから意見聴取等をしなかったのか、お尋ねいたします。

- 長沢秀光総務部長 今回の審査会は、談合問題の内容の判断ではなく、個人の不利益処分に対する適否を判断していただくことから、別途人選を行うことが望ましいと判断したものでございます。

また、関係者からの意見聴取につきましては、審査を行うに当たり、前市長側からの聴聞による意見聴取や意見書をもとに論点が整理されており、審査に必要な情報が十分に得られたものと判断をしております。

なお、審査会委員の選考につきましては、枚方市附属機関条例の規定により、定員を「5人以内」とし、「公正な職務の執行の確保及び倫理の保持に関して高い識見を有し、公正な判断をすることができる者」等から委嘱を行うこととしており、庁内における審議会等委員構成協議を踏まえ、法的見地から専門意見を聞くために弁護士2名、行政法または労働法分野の専門意見を聞くために学識経験を有する方2名、会計・税務分野の専門家から専門的知見に基づく意見を聞くために税理士1名を選任しております。

- 鷺見信文議員 3回目に、1点の質問と意見を申し上げます。

確かに、今回の審査会は、条例に基づいて退職手当返納の適否を判断するものではございますが、談合問題を発端とした事案でありますので、いま一度メンバーの人選を考慮し審査会を開く、また、当時の事情を知る方に意見の聴取を行うことも必要ではないかと思っておりますが、いかがでしょうか。

また、平成20年2月に全員協議会で説明を受けたように、本市は、第2清掃工場建設工事において、入札監視員会議の実施や公正取引委員会との連絡などを適正に実施しており、工事に関し組織として談合防止に取り組んでいたと理解しております。中司前市長は行政の

トップとして、その取り組みをリードしていたと考えますし、職員が迷惑施設建設に一丸となって努力しているときに、そのトップが裏切る行為をしたと見ていらっしゃるのでしょうか。前にお座りの皆さんも、自分たちの正義の総括もこの際きちんとすべきだと私は考えております。

メトロ会談と談合との時系列的な整合性がとれないこと、その後の贈収賄、つまり金銭の受領がないこと、副市長が無実となり、談合での事業者から市への損害賠償は終わっていることなどを見れば、中司前市長には、部下を含めて逮捕者が出たことや庁内捜査等で混乱したことなどについての道義的な責任はあるとしても、行政責任として果たしてそこまで問われるべきなのかについては、いささか疑問に思うところであります。そういった観点から、退職手当審査会においても、もう少し深く議論を進められてはどうかと思いますが、いかがでしょうか。あわせてお聞きします。

以上で私の質問を終わります。

○竹内 脩市長 先ほど部長がお答えいただきましたが、今回の審査会につきましては、個人の不利益処分についての審査であり、当事者側からも必要な意見聴取、意見書の提出を受けて、十分な時間をかけて、適正に審査をいただいたものと考えております。

○有山正信議長 これにて、鷺見信文議員の質問を終結します。

○有山正信議長 午後1時まで休憩します。

(午前11時55分 休憩)

(午後1時 再開)

○有山正信議長 協議会を再開します。

○有山正信議長 次に、岡沢龍一議員の質問を許可します。岡沢議員。

○岡沢龍一議員 質問の機会を与您いただき、ありがとうございます。

では、早速ではございますが、前市長の退職手当の返納に係る枚方市退職手当審査会の答申について、質問します。

まず初めに、今回開催された退職手当審査会が設置された経緯について、なぜ審査会で審査する必要があったのかを含めてお聞きします。

○長沢秀光総務部長 退職手当審査会につきましては、市長等の退職手当に関する条例第7条により準用される枚方市職員の退職手当に関する条例第18条第1項において、退職手当の支給制限等の処分を行おうとするとき、枚方市退職手当審査会に諮問しなければならないと規定しております。

平成25年2月に前市長の有罪判決が確定し、前市長の退職手当の返納を求める必要があるとの判断から、同年5月の全員協議会でその旨を報告させていただきました。

その後、審査会委員の委嘱手続を進め、同年7月29日に第1回退職手当審査会を開催させていただいたものでございます。

○岡沢龍一議員 審査会への諮問については、市長等の退職手当に関する条例第7条により準用される枚方市職員の退職手当に関する条例第18条第1項を根拠にしているとのことですが、この条例は、現在効力を有する条例です。

一方、審査会では、退職手当の返納の根拠規定として、現行の条例を遡及して適用する余地はないという判断をしています。

審査会への諮問根拠と返納根拠の規定において、このような適用時期の違いがなぜ生じるのか、お聞きします。

○長沢秀光総務部長 退職手当返納の根拠規定につきまして、審査会では、犯罪として問題となり得る行為があった平成11年12月から平成17年11月までの間に有効であった条例を適用して、前市長に対して退職手当の返納を命ずることが可能かどうかを判断すべきであるとされ、結果、平成7年6月に制定しました市長等の退職手当に関する条例第4条を退職手当の返納根拠と判断されたものでございます。

一方、退職手当の返納に係る意見陳述の付与や審査会への諮問といった規定は、平成22年の条例改正において設けられたものでございますが、この規定は、返納を命じられる者にとって不利益となるものではなく、より丁寧な手続を確保する観点から、これらの規定について適用して手続を進めてきたものでございます。

○岡沢龍一議員 答申を出された審査会について、お聞きします。

退職手当返納という前市長に対しての不利益処分 of 適否を審査する審査会の委員は、公平、中立な第三者で構成すべきであると考えますが、今回の審査会の委員は、どのように選任されたのか、お聞きします。

○長沢秀光総務部長 審査会の委員につきましては、枚方市附属機関条例の規定により、定員を「5人以内」とし、「公正な職務の執行の確保及び倫理の保持に関して高い識見を有し、公正な判断をすることができる者」等から委嘱を行うこととしており、庁内における審議会等委員構成協議を踏まえ、法的見地から専門意見を聞くために弁護士2名、行政法または労働法分野の専門意見を聞くために学識経験を有する方2名、会計・税務分野の専門家から専門的知見に基づく意見を聞くために税理士1名を選任したものでございます。

弁護士につきましては特別職報酬等審議会委員長や公平委員会委員長をお願いしている方を、学識経験者につきましては行政法等を専攻されている大学教授等の中から不当行為調査等委員会委員をお願いしている方や本市と人材育成に係る協定を締結している大学の准教授の方を、税理士につきましては近畿税理士会枚方支部から御推薦をいただいた方を決定したものでございます。

○岡沢龍一議員 委員の構成についてはわかりましたが、実際に人選を行うに当たって、なぜ市の附属機関などに就任している利害関係のある人を選んだのかが理解できません。

このような選任方法とした理由と、いつだれが人選を決定したのか、お聞きします。

○長沢秀光総務部長 附属機関の委員の人選方法につきましては、いろいろな手法、考え方がございますが、条例の規定を満たし、公正、客観的見地から判断をいただく方として、担当課におきまして本市での委員就任の実績等を勘案して選考を行った上で、市長決裁により決定したものでございます。

なお、委員の就任依頼につきましては、平成25年5月中旬から順次行い、委嘱の手続につきましては、同年の7月26日に決裁処理をし、29日に委嘱状を交付しております。

○岡沢龍一議員 今の答弁では、本市の委員就任の実績等を勘案して選考を行ったとのことですが、これまでに就任実績があり、利害関係のある委員が公正、中立な第三者と言えるのか、お伺いします。

○長沢秀光総務部長 審査会に就任いただいた委員のこれまでの実績からも、公正、中立な立

場に立ち、審議をしていただいているものと判断しております。

○岡沢龍一議員 利害関係のある委員が公正、中立な審議ができるとは私には思えません。先ほど高橋議員も意見していましたが、枚方市と利害関係のない公平、中立な第三者による審査会を新たに設置し、改めて諮問、答申を行うことが必要であると意見しておきます。

次に、審査会の公開、非公開についてですが、附属機関の会議においては、審議内容等の透明性を保持すべきものです。外部に対して、すべてオープンにすべきものですが、今回の審査会については、一部非公開となった部分がございます。この非公開になった経過とだれが非公開を決定したのか、お聞きします。

○長沢秀光総務部長 審査会の公開、非公開につきましては、枚方市附属機関条例第6条の規定に基づき原則公開として運営されておりましたが、委員相互で潤達な意見を述べることを保障する必要性から、審査会において答申の結論部分を議論された第4回、第5回の審査会につきましては、一部非公開として運営されました。

なお、会議の公開、非公開は審査会の決議によるものでございます。

○岡沢龍一議員 前市長は、審査会の中で自ら意見陳述することを求められたと思いますが、今回、前市長は陳述する場がありませんでした。なぜ陳述する場を設けなかったのか、お聞きします。

○長沢秀光総務部長 前市長に対する意見聴取につきましては、市長等の退職手当に関する条例第7条により準用される枚方市職員の退職手当に関する条例第15条第4項に基づき、平成25年7月5日に聴聞を行い、前市長本人と代理人から口頭及び書面により意見を聴取いたしました。

一方、退職手当審査会に関する規定といたしましては、退職手当の返納処分については枚方市職員の退職手当に関する条例第18条第3項により、審査会が必要と認める場合に当該処分を受ける者に対して書面、資料の提出を求めることができるとしており、本人の申し立てによる意見陳述は規定しておりません。

なお、審査会の審議過程におきまして、聴聞による意見聴取の内容をもとに論点整理を行うとともに、前市長から提出されました全7通の意見書につきましても追加資料として採用されております。

○岡沢龍一議員 本人からの申し立てによる意見陳述は規定がないから行わなかったとのことですが、審査会のどの段階でそのような決定をされたのか、お伺いします。

○長沢秀光総務部長 前市長からの意見陳述の申し出につきましては、平成25年7月22日付の意見書において要請が出されております。審査会におきましては、第1回の審査会の審議の中で、この意見書について審議され、論点とされた3つの項目以外について意見を聞く必要がある場合は、意見陳述の機会を持つかどうかを決定するとされました。前市長からは全7通の意見書が出されましたが、新たな事実等の提示はなかったことから、意見陳述の場が設けられなかったものでございます。

○岡沢龍一議員 退職手当の返納につきまして、どの条例に当てはめて返納を求めることとしたのか、また、どのような検討をし、返納を求めることにしたのか、お伺いします。

○長沢秀光総務部長 条例上の根拠といたしましては、平成7年6月に市長等の退職手当に関する条例が制定されるまでは、市長等の特別職につきましても、枚方市職員の退職手当に関

する条例の中に規定して退職手当が支給され、返納規定の適用を受けてきたものでございます。

平成7年6月に市長等の退職手当に関する条例を市の職員と区分して制定した際、退職手当の算定方法以外の部分、すなわち退職手当の返納や支給制限などに関する条文については、改めて規定するのではなく、包括的な規定として、同条例第4条において、「前2条に定めるもののほか、市長等の退職手当の支給方法については、一般職の職員の例による」と規定したものでございます。

審査会では、犯罪として問題となり得る行為があった平成11年12月から平成17年11月までの間に有効であった条例を適用して、前市長に対して退職手当の返納を命ずることが可能かどうかを判断すべきとされ、その結果、平成7年6月に制定いたしました市長等の退職手当に関する条例第4条及び準用規定を退職手当の返納根拠と判断されたものでございます。

○岡沢龍一議員 平成19年12月に市長等の退職手当に関する条例が改正され、市長の退職手当の返納規定が明文化されました。

あえてこの時期にこの条例を制定した理由について、検討内容を含め、お伺いします。

○長沢秀光総務部長 市長の給与及び退職手当の取り扱いをより明確にすることを趣旨として、平成19年8月に市長の給与及び退職手当に関する特別措置条例を制定し、それまで一般職の職員の例によっていた市長の退職手当の返納規定の明文化を行ったものでございます。

その後、市長以外の常勤の特別職につきましても同様に取り扱いを明確にすることが望ましいとの判断から、平成19年12月にさきの特別措置条例を廃止し、市長等の退職手当に関する条例として改正したものでございます。

○岡沢龍一議員 退職手当の返納における裁量については、市は裁量の余地はないと主張し、審査会では、一切の裁量を排除すべきであるとは解釈できないとして一定の裁量を認めながら、結論として、退職手当の全額返納が相当とされています。

なぜこのような結論となったのか、経過を含めて説明を求めます。

○長沢秀光総務部長 退職手当返納に係る裁量権につきまして、審査会では、元来、国家公務員退職手当法に一部返納規定が設けられている趣旨に着目され、本市条例の解釈として、原則は全額返還とすべきものであるとしても、一切の裁量を排除すべきではないと解釈すべきと判断されました。

その上で、審査会では、裁量の余地があるとした場合に、どのような判断基準により裁量権の行使が可能か議論されました。

退職手当の返納につきましては、一定の裁量が存在すると認められるが、無条件に裁量を認めることはできず、立法趣旨を踏まえた合理的、客観的な基準に基づき判断すべきであるとされました。また、その基準につきましては、各人において評価の分かれる功績等の抽象的、主観的なものを基準といたしますと、結果としてフリーハンドの裁量権を与えることとなり、不適當であり、基準は客観的なものであるべきとされました。

客観的な基準といたしましては、犯罪が職務に関係しているのか、在職中の職責と犯罪の関係、過失犯か故意犯かといった犯罪の態様、支給してからの時間的な経過といった基準が考えられましたが、それぞれについて判断された結果、裁量を働かせる事情とはなし得ない

と結論付けられ、第2期目・第3期目分の退職手当の全額について返納を命じることは裁量権を逸脱するものではないと判断されました。

○岡沢龍一議員 今回の談合事件が官製談合であったのかどうかについて、市としてどのような認識をしておられるのか、お聞きします。

○長沢秀光総務部長 談合事件の認識でございますが、いわゆる官製談合防止法において、官製談合に関する定義は置かれておらず、法的な定義がないことから、適宜、使う人によって幅があるものと考えております。

第2清掃工場建設工事を巡る談合事件の刑事裁判においては、民間による談合や贈収賄があったことが認定され、前市長についても、その関与から、いわゆる談合罪の共謀共同正犯として有罪判決を受けております。

一方、この工事における行政側の事務方のトップであった前副市長につきましては一審において無罪判決が確定し、また、他の本市職員につきましても刑事責任を問われた者はございません。このことから、役所ぐるみといった意味での官製談合ではなかったものと考えております。

○岡沢龍一議員 「役所ぐるみといった意味での官製談合ではなかった」という御答弁をいただきました。

この間、私の方には、多くの市民の皆さんが前市長の退職手当は返納する必要がないと訴えておられます。

大林組が引き起こした、この談合事件で、市は金銭的にどんな損害を受けたのか、大林組からの賠償金は幾らだったのか、改めてお聞きします。

○北村昌彦財務部長 談合により公正な入札が害されたことによる直接的な金銭上の損害に関しましては、株式会社大林組から契約約款所定の賠償金が納付されたことにより、全額補填されているものと考えております。

賠償金の支払いにつきましては、第2清掃工場建設工事を巡る談合事件の刑事裁判において、平成20年1月26日に株式会社大林組の元役員等について、競売等妨害罪での有罪判決が確定しましたことから、同月28日に大林・浅沼共同企業体の代表者である株式会社大林組に対して、契約約款に基づき、契約金額である58億3,800万円の10分の1に相当する5億8,380万円を賠償金として請求し、同年2月5日に支払いがなされたところでございます。

○岡沢龍一議員 次に、退職手当の返納理由に関する条文は、「在職期間中の行為に係る刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられたとき」と規定されていますが、執行猶予期間が無事満了した場合には、実際に刑には処せられていません。この規定の中に「執行猶予を含む」と明記されているのならばともかく、執行猶予期間の満了を見極めず、前市長に対して退職手当の返納を命ずるのは、大いに人権上の問題があると思います。

そこで、そもそも「禁錮以上の刑に処せられたとき」には、執行猶予付きの場合が含まれているのかどうか、お伺いします。

○長沢秀光総務部長 禁錮以上の刑に処せられなかったときとは、禁錮以上の刑に服さなかったときということではなく、禁錮以上の確定判決を受けなかったときであり、執行猶予の言い渡しが付されたかどうかにつきましては問われているものではございません。

○岡沢龍一議員 市長、目を開けて聞いていただきたいのですが、先ほども申し上げましたけれども、この間、多くの市民の皆さんから前市長に対する退職手当の返納はひどいのではないかという声を聞いております。

前市長は、財政再建団体に陥りそうになっていた本市を、一連の行政改革の取り組みにより、黒字に転換させた実績をお持ちになっておられます。市政の混乱を招いたとのことで、辞職することにより責任もとっておられます。また、辞職した以降は収入もない状況で、財産がないことも明らかであるのに、退職手当の返納を求めることは、前市長の生活を破壊し、さらなる追い打ちをかけることとなります。

このことに対する市長の心境をお伺いします。

○竹内 脩市長 今回の前市長の退職手当返納につきましては、最高裁での上告棄却を受け、禁錮以上の刑が確定したことを踏まえ、条例の規定に基づき所要の進め方を進めているものでございます。そのことが行政のトップとして果たすべき役割であることを、どうか御理解賜りたく考えます。

○岡沢龍一議員 最後に意見をさせていただきます。

私で7番目ということで、これまでいろんな方が質問されてきましたが、行政側は、客観的に判断して、着々と条例に従い進めていくという御答弁であったと思います。

先ほどの高橋議員の意見の中で、今回の談合事件の主犯である大林組の山本さんの話がありました。復唱になりますが、山本さんは、「私は引退した身だし、民間同士の談合があったのは事実だから自分のことはいいが、談合には全く関係ない中司さんが有罪になっているのはおかしい。当然、無罪になるものと思っていた。面識もなかったし、恩義もなければ恨みもないのだが、あまりにも気の毒だ」と取材に答えられ、平成23年発行の月刊『文藝春秋』12月号にその記事が掲載されています。

この間、いろいろな質問があったと思います。私も、多くの市民の皆さんから、この件に関して、退職手当の返納を求めるべきではないのではないかという意見をいただいております。

冤罪の可能性が極めて高い事案です。前市長は、最高裁まで無罪を主張し、再審請求をしようとしています。先ほど賠償金のお話がありましたが、大林組から5億8,380万円というお金が賠償金として市に支払われています。前市長は市長を辞職したことで社会的な責任を十分果たしているという、多くの市民の皆さんからの声もお聞きしております。

したがって、約5,200万円の退職手当の返納について、今回諮問され、審査会で審議されたことは、私は非常に疑問を持っております。

また、この談合事件で前市長、また家族が受けた制裁というのは計り知れないと思います。選挙で選ばれた市長が市長の職を辞職したということで、十分責任は果たしていると思います。

大変言いにくいことですが、前市長の家族も大変困窮しているという状況を市民の皆さんも知ってのことだと思っておりますが、市民の方から、今回の退職手当の返納については、前市長の中司さんやその家族に首をつって死ぬという勧告を出しているのと同じやでというような声もお聞きしております。

淡々と法に従って諮問され、審査会を経て、答申を受けられ、今回、全員協議会の開催を

依頼されたわけですけれども、ぜひとも多くの市民の方の声を聞いていただき、また、全員協議会で出されたいろんな質問、意見について、市長にはよく考えていただいて、ぜひ、公正、中立な最終判断をしていただきたいと思います。私は思っております。

最後にもう一度申し上げます。

繰り返しになりますけれども、前市長に退職手当の返納を求めることについては反対を表明させていただき、私の質問を終わりたいと思います。

○有山正信議長 これにて、岡沢龍一議員の質問を終結します。

○有山正信議長 次に、鍛冶谷知宏議員の質問を許可します。鍛冶谷議員。

○鍛冶谷知宏議員 私で8番目の質問になりますので、重複する部分があるかと思いますが、御了承をお願いします。

まず初めに、国家公務員退職手当法には、刑事事件を起こした職員に対し、退職手当の支給一時差し止めや返納を求める規定があり、市の条例も法に倣って同様の規定が盛り込まれております。

そこでまず、なぜこの規定が盛り込まれたのか、その理由及び目的について、お聞きいたします。また、そもそも退職手当はどのような性質のものか、なぜ支給されているのかも含めて、お尋ねいたします。

○長沢秀光総務部長 国家公務員退職手当法において退職手当の返納規定が設けられましたのは昭和60年3月の同法改正時であり、また、一時差し止め規定が設けられましたのは平成9年6月の同法改正時でございます。

退職手当の一時差し止めや返納等の退職手当の支給制限、返納制度につきましては、公務員の身分を有しているときに公務員としての規律に違反し、公務に対する国民の信頼を損ねたことを非難して行う公務員法制上の制裁と位置付けられているもので、公務に対する国民の信頼確保に資するといった目的も有しているものでございます。

本市におきましても、法改正の趣旨を踏まえた上で、枚方市職員の退職手当に関する条例の改正を行ったものでございます。

次に、公務員の退職手当の基本的な性格につきましては、民間における退職金と同様に、勤続報償的、功績報償的、生活保障的、賃金後払い的な性格をそれぞれ有し、これらの要素が不可分的に混合しているものとされております。

特別職の退職手当の性格について明確に書き示したものはございませんが、在職月数をもとに算出するよう制度設計をしておりますことから、勤続報償的な意味合いが強いものと考えております。

○鍛冶谷知宏議員 中司前市長は、裁判において一貫して無罪を主張し続けてきたにもかかわらず、懲役1年6カ月、執行猶予3年の有罪判決が宣告され、刑事的な意味で既に制裁が科せられております。また、マスコミ等においても大々的に事件が報道され、社会的な制裁も受けております。それに加えて、さらに約5,200万円もの退職手当の返納という制裁を受けるといった状況は、余りにも過酷としか言いようがありません。

退職手当の支給から長い年月がたち、既に財産のない前市長に対して約5,200万円もの大金を返納させることが生活の破壊につながることは簡単に想像ができます。今後の本人の社会復帰までも阻害するような制裁を科すことが果たして行政の役割と言えるのでしょ

うか。

このように、溺れている者を棒でつつくような行為は、私の価値観とは相入れないものであり、理解しがたいものがあります。また、多くの市民からもそのような御意見を聞いており、今回の市の判断に対して非常に疑問を感じておられます。行政がここまで非人道的な処分をされる背景には何らかの政治的意図があるのではないかと考えざるを得ません。

さて、談合事件以降、かなり時間が経過している状況です。退職手当審査会において、支給してから長期間が経過している場合には、支給された退職手当が生活の基盤として使われてしまっており、返納を求めるかどうかについては財務状況だけでなく、実際に配慮することは一定の合理性があるとしており、裁量の客観的な基準として、支給してからの時間的な経過を挙げておられます。

10年以上前に支給されたものを含めて約5,200万円もの退職手当の返納を求めることについて、市が本当に妥当であると考えているのか、裁量を働かせる考えはないのか、お尋ねいたします。

○長沢秀光総務部長 退職手当の返納につきましては、「在職期間中の行為に係る刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられたとき」を要件として行う、公務に対する国民の信頼を損ねたことに対する公務員法制上の取り扱いであり、刑事事件において有罪判決が確定したことにより受ける種々の社会的制裁とは異なるものと考えております。

審査会におきましては、前市長は、第2期目分の退職手当を平成15年5月、第3期目分を平成19年5月に受領しており、相当期間経過している状況があるとするも、この間、前市長が最高裁判所まで争った期間がこの中に含まれていることを考えますと、裁量を働かせる状況とまでは言えないと判断されております。

○鍛冶谷知宏議員 前市長は、逮捕、起訴された時点で、退職手当の返納の可能性について既に知り得る立場にあったので、裁判で争っていた期間は相当な期間としての時間的経過を考慮する必要がないというように、今の答弁では聞こえました。

そもそも前市長は、今回の事件については身に覚えがなく、最高裁まで一貫して無罪を主張し闘っていたわけで、その間、退職手当の返納の可能性について考えることはみじんもなかったと思われます。そのことから考えると、裁判期間中の長い期間を時間的経過として考慮する必要がないということが本当に妥当な判断と言えるのでしょうか。このように、無罪を主張されているケースについては、最初から罪を認められている方への対応と一律に同じというわけにはいかないと考えます。この裁量権の部分に関しては、後ほど改めて質問いたします。

さて、市長の退職手当の返納規定については、それまで一般職の職員の退職手当の返納規定を準用していたものを、平成19年8月に市長の給与及び退職手当に関する特別措置条例を制定し明文化したとのことですが、なぜあえて明文化したのでしょうか。条例規定に不備があったからわざわざ明文化したのではないかと推測されますが、条例改正の経緯を含めてお尋ねいたします。

○長沢秀光総務部長 平成19年8月に制定いたしました市長の給与及び退職手当に関する特別措置条例につきましては、前市長が平成19年7月31日に逮捕、勾留された後、同年8月21日付で辞職の申し出がなされたため、この事態に対して、以後の市長の給与に関する

取り扱いを明確にするために制定したものでございます。市長等の退職手当の返納規定については、それまで一般職の規定を準用する規定でございましたが、条例においてより明確に明示することが望ましいとの判断から、退職手当につきましてもその取り扱いを確認し、明文化したものでございます。

○鍛冶谷知宏議員 条例に不備がなかったら改正する必要がないわけで、わざわざ明文化したということは、実際には、だれが考えても条例に不備があったということではないのでしょうか。

このような不備のあるあいまいな平成7年の条例を根拠に、前市長の生活を破壊し、社会復帰をも困難にさせるような重大な行政処分を行うことが、果たして行政として適切な行為と言えるのでしょうか。市長の権限は条例により制限されている面もありますが、今回の件は、不備のあった過去の条例を拡大解釈して適用するもので、権限の乱用に当たるのではないかと考えます。

次に、メトロ会談についてですが、当時の第2清掃工場建設の経緯については、先ほどの鷺見議員の質問で、平成11年12月には大阪府都市計画審議会の議を経て知事が都市計画案を承認していたと言われましたが、本事業に対し都市計画の認可が与えられたのはそれから4年後の平成15年11月でした。そして、同年12月に国に整備計画書が提出され、国庫補助金の内示を受けたのは平成16年4月であり、同年7月に国庫補助金交付申請書が提出されています。メトロ会談から5年がたち、用地の買収など、ようやく事業が具体化のスケジュールに乗ったと言えます。都市計画が決定されても具体化されず、凍結されたままの事業は数多くあり、今回の市の認識には疑問を感じます。

やはり、どう考えてもそこから事件が始まるというのは無理があります。入札が行われたのは平成17年ですから、その6年も前から談合をするものでしょうか。常識的に考えればあり得ないことだと思います。

通常の裁判であれば、大抵は裁判のどこかの時点で罪を認めているので、今回のようなことは起こりません。事実関係を認めていれば、退職手当の返納請求も問題はありません。しかし、本人が最後まで否認している事件であり、また、その後、地検特捜部がどうなったかというのは皆さんの記憶にも新しいところかと思いますが、違法な取り調べが行われていた可能性も非常に高いわけです。だからといって、この裁判の証言がすべて無効であるとか、そんなことは言いません。

しかし、例えば、大林組の関係者の証言が次第に検察のシナリオに沿った内容に変遷していく経過など、行政も裁判の傍聴に出席していたはずですから、そのときの雰囲気も含めておわかりになっていると思います。もちろん判決にはそのようなことは出てきませんが、そういった非常に危うい部分を起点にして、行政がこの事件を判断すべきではないと考えます。何といても本市が舞台となった談合事件です。昨年夏ごろには地検特捜部に押収された書類も既に戻ってきているわけですから、改めて本市独自に総括のための調査を始められるべきだと要望しておきます。中司前市長の退職手当の返納の検討については、その後からでも遅くはありません。

一つ確認しておきたいのですが、答申書の14ページ、全員協議会資料の通し番号では17ページの下から3行目に、「退職手当の返納の要件である「在職期間中の行為に係る刑事

事件に関し禁錮以上の刑に処せられたとき」における「在職期間中の行為」に、メトロ会談における前市長の発言は該当するものと判断せざるをえない」と記載されていますが、この前市長の発言とは何を指しているのでしょうか。御本人の発言なのか、裁判記録での発言であるのか、お尋ねいたします。

○長沢秀光総務部長 前市長の発言とは、答申書の通し番号17ページの下から7行目に記載されている、「メトロ会談において前市長が本件談合の実行行為者に対し本件清掃工場の受注を認める旨の発言」を指しております。これは、本件裁判の一審及び控訴審が、罪となるべき事実に記載されている共謀を認定する上での重要な間接事実として、前市長の発言を認定していることによるものでございます。

○鍛冶谷知宏議員 裁判結果だけを見て判断しているからそのような偏った答弁になると考えます。結果だけで判断するのではなく、プロセスについても検討し、慎重な判断が必要だと思えます。

さて、退職手当の返納を求める中で裁量について審議されていますが、市側は裁量はないと位置付けており、審査会では裁量権はないとは言えないとの見解となっています。

結論は全額返納であります。そのプロセスに違いがあります。この答申を受けて、裁量権について改めて検討する必要があるのではないかと思います。見解をお尋ねいたします。

○長沢秀光総務部長 審査会におきましては、国家公務員退職手当法に一部返納規定が設けられている趣旨に着目され、本市条例につきまして、原則は全額返還とすべきものであるとしても、一切の裁量を排除すべきではないとの解釈をすべきと判断されたものでございます。

本市といたしましては、その検討理由も含め、審査会の判断に沿っていくものでございます。

○鍛冶谷知宏議員 次に、退職金の全部返納と一部返納についてです。

審査会は、「第2期分及び第3期目分の退職手当の全額について返納を命じることが相当である」と答申しています。2期目分からの請求というのはメトロ会談の時期との関連だと思えますが、仮に返納規定が適用されるとしても、2期目分の返納が本当に必要なのでしょうか。

メトロ会談は類推で固められたもので、内容を示す物的証拠はありません。判決でも罪となる事実として認定されているのは3期目の入札前後の時期のみであるにもかかわらず、2期目分まで返納の対象とするのは、「在任期間中の行為に係る刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられたとき」とする返納規定の拡大解釈であると考えますが、市の見解をお聞きします。

また、審査会では、原則は全額返還すべきとしながら、一切の裁量を排除すべきであるとは解釈できないと判断しています。

もし、裁量権の行使が可能であるとして、一部返納という形をとった場合、この一部とは、例えば、3期目分のみを指すのか、または1期4年間の約2,500万円のうち一部返納が可能であるとしているのか、お聞きいたします。

○長沢秀光総務部長 メトロ会談での前市長の発言は、犯罪の実行行為ではないものの、罪となるべき事実たる共謀を認定するに際して重要な間接事実として扱われていることから、審査会として、2期目分についても返納の対象と判断されたものでございます。

次に、一部返納の考え方でございますが、審査会において、裁量を行う要件等について審議されたところですが、結果として今回は全額返納が相当であるとの答申内容となっております。

○**鍛冶谷知宏議員** 審査会からの答申については、市はこれまでと同様に尊重するとのことでしたが、今回の全員協議会で各議員から出された意見についてはどのように取り扱われるのか、お聞きいたします。

○**竹内 脩市長** 前市長の退職手当の返納につきましては、これまでも時期を見て議会に対し説明させていただき、また、一般質問などの機会を通じて市の考え等についてお答えしてきたところでございます。

今回についても同様に、条例の規定に基づく退職手当審査会からの答申について、去る12月議会の途中において御説明させていただきましたが、質疑の時間を十分にとれないことから、今回改めて答申内容についての質疑の機会とさせていただいたものでございます。

これまでから審査会に諮問し、出された答申結果についてはその見識を尊重してきており、今回についても同様に対処していく考えに立っているところでございます。

○**鍛冶谷知宏議員** 先ほどから同じ答弁ですけれども、この全員協議会の場というのはどういう場なのでしょうか。単なるアリバイ作りやガス抜きのことなのでしょうか。住民代表である各議員から出された意見についても、審査会と同様に、尊重していただくのが当然であると考えます。これまでのように議会軽視と言われることのないよう、真摯に対応していただくよう強く要望しておきます。

また、市の最終結論が仮に当初からの主張どおり2期分の全額返納を求めるということになったとしても、審査会の答申に至る議論のプロセスや本日の全員協議会での議会の意見を市がどのように受け止め、その結論に至ったのか、検討理由も含めて、今後はっきり示していただくよう強く要望しておきます。

最後に、一人の人間の生活を破壊し、社会復帰をも困難にさせるような非人道的な処分に私は承服しかねますし、拡大解釈により不備のある条例を根拠としている点や、裁量を働かせる要件等の判断についても多くの疑問が残ることから、現時点で前市長に対して退職手当を求めることには反対で、慎重であるべきであると表明し、私の質問を終わります。

○**有山正信議長** これにて、鍛冶谷知宏議員の質問を終結します。

○**有山正信議長** 次に、榎本正勝議員の質問を許可します。榎本議員。

○**榎本正勝議員** 早速ではございますが、質問をさせていただきます。

今回の前市長の退職手当返納に対しては、その適否を巡ってさまざまな見解が示されていることは、本日の全員協議会において既に8人の議員から質疑がなされていることから明らかであり、それだけに慎重な判断が求められるところだと思います。

最終的には市として判断していくことではあるかとは思いますが、例えば、一つの参考として、他の自治体において本市と類似した事例があったのか、お伺いいたします。

○**長沢秀光総務部長** 最近では、昨年、福島県の前知事が在職中の行為に係る刑事事件に関し、執行猶予付きの禁錮以上の有罪判決を受けたことから、退職手当の返納が命じられた事例がございました。また、大阪府では10年以上前に、和歌山県では平成19年に、当時の知事が同様に在職中の行為に係る刑事事件に関し有罪判決を受けたことから、退職手当の返納が

命じられた事例がございました。

このうち福島県の事案につきましては、平成18年に事件が発生し、当時の知事がダム工事を受注した会社に対して、職務に関し有利、便宜な取り計らいを行い、共謀の上、その見返りを受けたとして逮捕、起訴され、平成24年10月20日に最高裁判所において収賄罪により懲役2年、執行猶予4年の有罪判決が確定したものでございます。

このことから、福島県においては、罪に当たる行為が行われたとされる時期が含まれる在職期間3期目及び4期目の退職手当について、平成25年6月に返納命令処分を行っております。

その後、平成25年8月に前知事から、冤罪であること等を理由として処分の取り消しを求める異議申し立てがなされ、同年12月には地方自治法の規定に基づき、議会の意見を求めるため、12月定例県議会に諮問がなされ、同議会においては異議棄却の答申が行われております。

○榎本正勝議員 それでは、本市の今回のケースと比較して、条例の規定内容や手続等で差異があるのか、お伺いいたします。

○長沢秀光総務部長 まず、退職手当の返納規定につきましては、国家公務員にこの制度が設けられましたのは、昭和60年3月の国家公務員退職手当法の改正のときでございます。このときに都道府県や市町村に対して、当時の自治省から当該改正の内容に係る通知が昭和60年4月になされ、条例準則も示されたことから、その後、都道府県や市町村において設けられました退職手当の返納規定については条例準則にのっとったものとなっていることから、本市の条例規定の内容につきましても、他の自治体と大きな差異はございませんでした。

次に、退職手当の返納に至る手続につきましては、国の方では平成20年12月の国家公務員退職手当法の改正により、返納を命じる相手方の意見陳述の機会の付与や退職手当審査会に関する規定等が設けられており、本市でも平成22年3月に同法の改正内容に則して条例改正を行っております。

大阪府や和歌山県では、返納事案が起きたのが平成20年12月の国家公務員退職手当法の改正以前のことでもあり、また、福島県においては、行為の時点とされたときに当該退職手当に関する条例中に意見陳述の機会の付与や退職手当審査会に関する規定がなかったことから、これらの規定は適用されておられません。

一方で、本市では、これらの規定が、返納を命じられる相手方に対し、より丁寧な手続を確保する観点から、意見陳述の機会の付与や退職手当審査会の手続を進めてきたものであり、この点においては他の事例とは異なる取り扱いとなっております。

○榎本正勝議員 最後に意見を申し上げたいと思います。

前市長の退職手当の返納に係る枚方市退職手当審査会は、平成7年6月制定の市長等の退職手当に関する条例第4条及び平成9年9月改正の枚方市職員の退職手当に関する条例第12条の3の規定が市長の退職手当の返納命令の根拠となり得るものである、また、市長等の退職手当の返納について具体的に規定していないが、市長等の退職手当の支給方法は「一般職の職員の例による」との規定は単に手続的な事項のみに関して規定しているものと判断することはできないので、この規定を準用し、前市長に対し退職手当の返納を命ずることができると答申されました。

しかしながら、市長の退職手当の返納の規定はないが、一般職員に準じ返納を求められるとの答申の判断には無理があり、条例の不備により返納を命ずることはできないとの見解もあり、この答申には問題があると言わざるを得ません。この問題で異議申し立てがなされれば、議会の意見を求めるため、議会に諮問がなされなければならないということから、それだけに、より慎重な対応が求められると言えます。

以上を申し上げまして、私の質問を終わらせていただきます。

○有山正信議長 これにて、榎本正勝議員の質問を終結します。

○有山正信議長 次に、岩本優祐議員の質問を許可します。岩本議員。

○岩本優祐議員 既に9名の方から質疑があり、私で最後です。お聞きしたかったこともほとんど9名の方の質疑に含まれていました。

それぞれ把握は一定いたしました。数点お聞きします。

まず、午前中の何人かの質疑の中で、平成13年の市民病院の顧問の事件、そして返納のことがありました。中司前市長と同列に扱うように感じられたのですが、この事件の概要とその方が罪状を認められたのか、お伺いいたします。

○長沢秀光総務部長 この事案につきましては、平成12年に市立枚方市民病院において、前院長であった顧問による収賄事件が発生し、平成13年5月25日までに控訴されなかったことから、収賄罪による有罪判決、懲役2年、執行猶予3年の刑が一審で確定となりました。当該刑事事件が在職期間中の行為に係るものであることから、平成13年6月1日に、同氏に対し、枚方市職員の退職手当に関する条例第12条の3第1項の規定に基づき、第2号を適用して、既に支給した退職手当の全額の返納を命じております。

○岩本優祐議員 控訴しなかったということで、罪状を認めていたのであれば何も問題はないと思います。

だから、今回の事件は異例なわけで、平成13年の事件とは同列には扱えないものと考えます。

次に、審査会の議事録については、市のホームページに公表されていますが、結論に至るまでの肝心な審議が非公開とされたことから、議事録にも載っていません。

議事録の取り扱いについては、今後どう考えているのか、お聞きいたします。

○長沢秀光総務部長 審査会の議事録につきましては、全文筆記に近い要約筆記により作成し、個人の氏名や非公開により審議した内容を除き、市のホームページにて既に公表しております。

なお、非公開になった部分につきましては、情報公開条例に基づき取り扱うものでございます。

○岩本優祐議員 審査会が審議の重要な部分を非公開にすると判断したこと自体、著しく公平さを欠いていると言わざるを得ません。今後、情報公開条例に基づいて議事録を取り扱うとのことですが、本人から請求があれば、当然黒塗りではなく全面公開という理解でいいのでしょうか。

○長沢秀光総務部長 情報公開につきましては、個人情報など本市情報公開条例の第6条各号に定める非公開の情報を除き、公開するものでございます。

○岩本優祐議員 情報公開条例第6条によれば、非公開情報として公開しないことができると

8つの項目がありますが、すべて非公開とならないよう、意見しておきます。

次に、2期目の返納について。

平成11年12月のいわゆるメトロ会談が2期目の返納の理由に当たるとされています。通常の事件では、犯罪の実行行為があり、罪となるべき事実が認定され、その行為に対し返納が求められるものと理解しています。しかし、今回の談合事件では、公訴事実や判決の罪となるべき事実で共謀があったと明示されていないメトロ会談を重要な間接事実として、実行行為や共謀が行われたのでなくとも返納の対象とするのは、明らかに拡大解釈と思われるのですが、どのように判断されたのでしょうか。

○長沢秀光総務部長 判決におきまして、メトロ会談において、前市長が本件実行行為者に対し、本件清掃工場の受注を認める旨の発言をし、株式会社大林組が将来これを受注することについての言質を与え、これが天の声と受け取られたと認定し、前市長はこの発言を撤回することなく維持し、所要の決裁をなすなどして、その後の一連の作為、不作為を認定し、その行為の全体を総合評価して、本件犯行を自己の犯罪として本件犯行に加担したものと言えるから、本件談合の共謀共同正犯と認めることができるとされました。

共謀の認定は、一連の間接事実を総合評価して正犯性を判断するものであり、メトロ会談における前市長の発言は犯罪の実行行為ではありませんが、罪となるべき事実に記載されており、平成17年10月20日ごろから同年11月10日ごろまでの間に行われた入札の公正な価格を害する目的で談合したことへの前市長の共謀を認定するに際して、平成11年12月末ごろに行われたメトロ会談における前市長の言質を重要な間接事実として扱い、談合罪として認定されたものでございます。

本市としましても、判決内容に則して判断を行っております。

○岩本優祐議員 今、そうおっしゃられたのですけれども、メトロ会談の内容については、それを天の声と裏付ける物的証拠は何もありません。また、建設工事の時期や規模など具体的なことは何も決まっておらず、用地買収のめどすら立っていない時期のことであり、判決の内容については事実誤認が大いに疑われるところです。百歩譲って判決の内容に基づいたとしても、メトロ会談は間接事実にすぎません。仮に返納が行われるにしても、犯罪の実行行為に基づいて行われなければならないと思います。判決で罪となるべき事実当たらない行為についても判断次第で返納を求めることになれば、明らかに条例の適用範囲に対する拡大解釈です。個人に重大な不利益処分を行うに当たって、適用範囲を広げることは、権限の乱用であり、極めて不適切な対応であることを指摘いたします。

次に、答申において、退職手当の返納については、一定の裁量が存在し、その裁量については合理的、客観的な基準に基づいて判断されるべきだとしています。そして、その客観的な基準については、返納を命じられた者の生活が破壊されるといったことについても配慮することには一定の合理性があるとしています。しかし、生活が破壊されるかどうか、前市長の資産を調査する考えはないとのことでした。

調査もせずに約5,200万円を返納させて前市長の生活が破壊されないと、一体だれがどのような根拠で判断したのでしょうか。

○長沢秀光総務部長 生活が破壊されることにつきましては、審査会の答申において、退職手当の返納における裁量の客観的な基準の一つとして支給してからの時間的な経過を挙げてお

り、支給された退職手当が生活の基盤として使われてしまったことをもって、退職手当の返納を求められた者の生活が破壊されることへの配慮について述べられております。

今回につきましては、支給してからの期間の中に前市長が最高裁まで争った期間が含まれていることを考えますと、裁量を働かせる状況とまでは言えないということで、資産調査するまでには至らなかったものでございます。

次に、審査会が全額返納を相当とした点でございしますが、裁量権の行使に係る判断は、他の合理的、客観的な基準とあわせて総合的に行う必要がございます。

審査会におきましては、前市長の刑事事件に係る談合が職務に関する犯罪であったこと、市の最高責任者としての職務上の責任の重大さ、談合罪が故意犯であり、競売の公正を害する実行行為に重大な影響を与えたこと、本件刑事事件が本市の最高責任者である市長が市の発注する工事において競売の公正を害する犯罪により共謀共同正犯として処分されたことの重大さを考慮するならば、裁量を働かせる状況とまでは言えないとされたものでございます。

○岩本優祐議員 前市長が最高裁まで争っていた期間を差し引いたとしても、2期目については支給から5年以上がたっており、十分な時間的経過がありますので、その点は考慮されなければなりません。

さて、最後に、今回改めて全員協議会が行われましたが、市は、この全員協議会の位置付けをどう考えているのか。退職手当の返納についてはさまざまな意見や見解が出ており、市は、議会の意見をどのように取り扱うのか。単に意見を聞き置くだけであれば、意味のない場でありますので、見解をお聞きします。

○竹内 脩市長 前市長の退職手当の返納につきましては、これまでも時期を見て議会に対し説明させていただき、また、一般質問などの機会を通じて市の考え等についてもお答えしてきたところでございます。

今回についても同様に、条例の規定に基づく退職手当審査会からの答申について、去る12月議会の途中におきまして御説明させていただきましたが、質疑の時間を十分にとれないとのことから、今回、改めて答申内容についての質疑の機会とさせていただいたものでございます。

本日いただきました質疑におきまして、一定御理解をいただいたものと存じておりますが、さまざまな見地、角度からの御意見につきましては、その趣旨について真摯に受け止め、手続を進めてまいりたいと考えております。

○岩本優祐議員 ただいま市長から答弁をいただきましたが、私は、本日の質疑を通して、一定理解するどころか、前市長に退職手当の返納を求めることに対する市の姿勢について、ますます疑問を感じました。到底理解できるものではありません。

多くの先輩議員の質問は、審議のプロセスや結論に何らかの問題を感じ、意見するものであります。しかし、今の市長の答弁では、その趣旨を真摯に受け止めるとしながら、手続は進めると言われ、失礼ながら、何か結論ありきの審議の在り方を感じております。

個人に重大な不利益処分を行うに当たって、公平、中立とは言いがたい委員の選任、しかも肝心なところを非公開にし、議事録も公開しない密室での審議、また、諮問で根拠としていた条例が適用できないとして答申では根拠条例が変わるなど、一番大事な根拠となる条例におけるあいまいさ、そして罪となるべき事実と認定されていない、つまり刑罰の対象とな

っていない間接事実を2期目の在任中の犯罪行為と拡大解釈している点、そして、何よりも、10年も前に支給された退職手当を個人の生活が破壊されるかどうか調査もせずに全額返納させるという乱暴さなど、たくさんの問題点が浮き上がってきたように感じるわけでありませう。

これらのことは、そもそも、いわゆる官製談合ではなかったとされるこの事件の特異性に全く触れず、単に判決文をまとめただけの昨年の談合問題にかかる総括についてをもとに、返納ありきで無理やり突き進む市の姿勢に起因するものと思われませう。まず、これを見直すべきです。

不明確な条例に基づき、しかも適用範囲を拡大解釈して適用し、重大な行政処分を行うことは、本来、行政が個人に対し不利益処分を行う場合は必要最小限にすべきであるという比例原則を大きく逸脱し、人権上、人道上の見地からも大いに問題があります。これは権限の乱用であり、市長による恣意的な行政にもつながります。そして、恣意的な行政は、ひいては議会の意見を軽視することにつながるのではないかと危惧しております。

他の先輩議員から質疑で出されたさまざまな意見を十分受け止めていただき、このまま手続を進めることなく、慎重に再検討すべきであるということを指摘し、私の質問を終わります。

○有山正信議長 これにて、岩本優祐議員の質問を終結します。

○有山正信議長 以上で、本件についての協議は終了しました。

よって、全員協議会はこれをもって散会します。

(午後2時4分 散会)